

# 不登校児童生徒への支援に関する 最終報告

～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～

平成28年7月

不登校に関する調査研究協力者会議

はじめに	1
第1章 本協力者会議の基本姿勢	2
1 本協力者会議の審議経過と報告のねらい	2
2 不登校施策の変遷	2
3 不登校の定義及び認識	3
第2章 不登校の現状と実態	5
1 不登校の現状と分析	5
(1) 不登校児童生徒数の推移等	5
(2) 不登校となったきっかけ	5
(3) 不登校児童生徒への指導の結果、効果があった取組	5
(4) 進路の状況等	6
2 不登校の要因・背景の多様化・複雑化	7
(1) 不登校の背景	7
(2) 不登校の要因・背景の特定と対応策	8
3 不登校の実態把握	8
(1) 不登校の適切な実態把握の必要性	8
(2) 効果的な支援策の検討に当たって	9
第3章 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方	9
1 支援の視点	9
2 学校教育の意義・役割	10
(1) 学校教育の責務	10
(2) 児童生徒の可能性を伸ばす取組	10
(3) 個別の児童生徒に応じたきめ細やかな組織的・計画的支援	11
3 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性	11
4 家庭への支援	12
第4章 不登校児童生徒に対する支援における重点方策	13
1 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援	13
(1) 先進事例における取組	13
(2) 基本的考え方	14
(3) 留意事項	14
2 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保	15
3 教育支援センターを中核とした体制整備	15
第5章 学校等における取組	16
1 「不登校が生じないような学校づくり等」	17
(1) 魅力あるよりよい学校づくり	17
(2) いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり	17
(3) 児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施	17
(4) 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築	18
(5) 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり	18
2 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実	19
(1) 不登校に対する学校の基本姿勢	19
(2) 早期支援の重要性	19
(3) 効果的な支援に不可欠なアセスメント	19
(4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの 連携協力	20

(5) 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け	20
(6) 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制	21
(7) 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応	21
3 不登校特例校制度・指導要録上の出席扱い制度等の活用	22
(1) 不登校特例校制度の活用	22
(2) 指導要録上の出席扱い制度の活用	22
①教育支援センターにおける出席扱い	23
②民間団体・民間施設における出席扱い	23
③ICT等の活用による指導要録上の出席扱い	23
4 青少年教育施設等の体験活動プログラムの積極的な活用	24

第6章 中学校卒業後の課題	24
1 高等学校に関する取組	24
(1) 高等学校入学者選抜等の改善	24
(2) 高等学校における長期欠席・中途退学への取組の充実	24
2 中学校卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援	25

第7章 教育委員会に求められる役割	26
1 不登校や長期欠席の早期把握と取組	26
2 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備	26
(1) 教員の資質向上	26
(2) きめ細やかな指導のための適切な人的配置	27
(3) 保健室、相談室や学校図書館等の整備	27
(4) 転校のための柔軟な措置	27
(5) 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善	27
3 アセスメント実施のための体制づくり	28
4 学校外の公的機関等の整備充実	28
5 訪問型支援など保護者への支援の充実	29
6 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備	29

第8章 国に求められる役割	29
1 不登校児童生徒支援のための体制構築に関する支援	29
2 不登校の実態把握	30
3 不登校への取組に関する全国の情報収集・情報提供	30
4 関係省庁との連携	31
5 不登校施策の改善へ向けた不断の取組	31

おわりに	31
------	----

## 資料

1 不登校に関する調査研究協力者会議について	33
2 不登校に関する調査研究協力者会議委員	34
3 不登校に関する調査研究協力者会議の審議経過	35

別添 児童生徒理解・教育支援シート（試案）  
別添 参考資料

## はじめに

学校は、全ての子供たちが自己の能力を発揮でき、楽しく通える学びの場であるべきである。このような理念の実現のために、これまでも学校では、不登校児童生徒に対して家庭訪問や登校を促すための電話連絡、保健室等での別室指導など熱心な取組を行ってきた。このような学校による取組の結果、登校するようになった児童生徒も多数存在する。また、不登校児童生徒を支援する様々な関係機関や民間団体等の取組により、社会的自立に向けた支援も行われてきた。このような真摯な取組に改めて敬意を表したい。

しかしながら、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しているため、本協力者会議は、不登校児童生徒への支援に関する現状と課題を検証し、改善方策について検討することを目的として設置された。

不登校児童生徒に対する支援の目標は、児童生徒が社会的に自立できるようにすることである。そのためには、社会性の育成、生涯を通じた学びの基礎となる学力の育成が必要であり、学校、特に義務教育段階の学校が果たす役割は大きい。

不登校児童生徒への支援に当たっては、多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、児童生徒が不登校に至った状況を理解し、寄り添うことが重要である。しかし、社会や経済の変化に伴い、子供を取り巻く家庭、地域社会の在り方も大きく変容しており、不登校の要因、背景もますます多様化、複雑化している。

したがって、学校においては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織として対応できる充実した体制を築くことが必要である。また、心理や福祉の専門家、教育支援センター、医療機関、児童相談所など学校外の専門機関等との「横」の連携を進めるとともに、子供の成長過程を見つつ継続的に一貫した支援を行う視点から、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校等の「縦」の連携も重要である。

このように、全ての教職員が専門性を発揮するとともに、教員とは異なる専門性や経験を有する専門スタッフや関係機関等の参画を得て、大勢の関係者が協力し合って子供に関わる体制を実現することにより、本報告の副題に掲げる「一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進」がなされることを期待したい。

そのため、本報告では、各地で展開されている実践例のうち成果を上げている手法も積極的に取り入れて取りまとめたものである。本報告がその一助になれば幸いである。不登校の状態にある、又は不登校を経験したことのある子供たちを含め、全ての子供がこの国の未来を創るかけがえのない存在である。適切な支援によってその能力を最大限に伸ばすことが、本人にとっても社会にとっても将来への希望につながる。この国の未来のため、保護者だけでなく周りの大人がしっかりと支え、育てていくことが何よりも重要である。

# 第1章 本協力者会議の基本姿勢

## 1 本協力者会議の審議経過と報告のねらい

本協力者会議は、文部科学省初等中等教育局長の諮問機関として、平成27年1月に発足し、不登校児童生徒の社会的自立を支援する観点から、①不登校児童生徒の実情の把握・分析、②学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、③学校外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、④その他不登校に関連する施策の現状と課題について調査研究を行う役割を与えられた。

不登校に関する調査研究については、学校不適応対策調査研究協力者会議の平成4年3月報告「登校拒否（不登校）問題について」、不登校問題に関する調査研究協力者会議の平成15年3月報告「今後の不登校への対応の在り方について」（以下「平成15年報告」という。）があるが、それぞれ、不登校に対応する上での基本的な視点や取組の充実のための提言自体は今でも変わらぬ妥当性がある。

しかしながら、不登校児童生徒数が依然として高水準で推移していることから、時代の変化とともに、新たに付加すべき点など見直すべき点がないかを今一度検証することが必要である。

本協力者会議は、現状と課題をできる限り実証的・客観的に検証すること、様々な立場から実践に携わっている関係者からヒアリング等を行うなど幅広く意見を聴くことに特に配慮し検討を進めてきた。また、本協力者会議の発足に先立って文部科学省が平成26年に公表した、不登校経験者へのアンケートによる「不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～」（以下「平成18年度不登校実態調査」という。）の結果報告の知見を積極的に生かすなど、不登校の当事者の意識や要望等に配慮するとともに、国民の幅広い理解と協力が得られるよう、会議を公開するなど、開かれた会議運営に努めてきた。

国においては、本報告に基づき、不登校児童生徒の支援に関する条件整備を充実させることが必要であり、教育委員会や学校等の関係者においては、本報告を活用いただき、今後の不登校に関する取組の更なる充実が図られることを期待したい。

## 2 不登校施策の変遷

「平成15年報告」以降も、不登校に関して、様々な取組がなされてきており、その進捗状況を分析した。

「校外の施設による不登校児童生徒の出席扱い」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）における平成15年度の小中学校の不登校児童生徒数は126,226人、そのうち学校外で指導等を受けた児童生徒数は41,807人（不登校児童生徒数全体の33.1%）であり、そのうち指導要録上出席扱いとされたのは17,429人（指導等を受けた児童生徒に占める割合は41.7%）であった。平成26年度の小中学校の不登校児童生

徒数は122,897人、学校外で指導等を受けた児童生徒数は38,056人（不登校児童生徒数全体の31.0%）であり、そのうち指導要録上出席扱いとされたのは17,454人（指導等を受けた児童生徒に占める割合は45.9%）であった。このことから、指導要録上出席扱いとされる割合は増えているといえる。また、学校内外で指導を受けた児童生徒数は、平成15年度は76,290人（不登校児童生徒数全体の60.4%）、平成26年度は97,968人（不登校児童生徒数全体の79.7%）となっており、このことから、学校内外の機関等を利用する割合も増加していることが伺える。

平成17年7月、構造改革特別区域法による特区803「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の全国化により、特別な教育課程を編成する学校（以下「不登校特例校」という。）が指定されることとなったが、平成16年から全国化される平成17年7月までに5校、平成17年7月から平成28年7月現在までに5校の合計10校が指定されている。

不登校特例校は、文部科学大臣が認定すれば、特別の教育課程による義務教育等を実施できる仕組みである。現在認定されている中学校の教育課程は年間の授業時数700単位時間程度で実施されており、必ずしも学校単位だけでなく、分校や分教室の形で認定を受けることも可能である。

不登校特例校は学校教育法上の学校であるため、不登校特例校である中学校を卒業した者は高等学校入学資格を有することになり、また、市町村立学校であれば、当該学校の教職員は国庫負担の対象となる。

また、平成17年7月「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」を全国化する通知により、不登校児童生徒が家庭等でICT（情報機器（本報告書ではITと同義として使用））を活用した学習を行う際、それを学校における指導要録上の出席扱いとすることが認められた。ICT等を活用した不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについては、平成17年度の問題行動等調査において196人であったものが、平成26年度においては、小学校85人、中学校164人であり、合計249人となっているものの、この制度の活用が十分進んでいるとはいえない。

#### （参考資料）

参考資料（1）相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移

参考資料（2）「不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化」について

参考資料（3）学校外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒数（教育支援センター・民間施設を抜粋）

参考資料（4）自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移

### 3 不登校の定義及び認識

問題行動等調査においては、「不登校」を連続又は断続して年間30日以上欠席し、

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」ものとして定義しており、本協力者会議においても同様に不登校を定義して検討を行った。

不登校については、児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものとして全てを捉えるのではなく、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状態が続くことは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではないことから、支援を行う重要性についても十分に認識する必要がある。豊かな人間性や社会性、生涯を通じた学びの基礎となる学力を身に付けるなど、全ての児童生徒がそれぞれの自己実現を図り、社会の構成員として必要な資質・能力の育成を図ることは喫緊の課題であって、早急に不登校に関する具体的な支援策を講じる必要がある。

不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、更にその背後には、社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化の影響が少なからず存在している。

そのため、不登校を教育の観点のみで捉えて対応することには限界があるが義務教育段階の児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことを考えると、不登校に向き合っ懸命に努力し、成果を上げてきた関係者の実践事例等を参考に、不登校に対する取組の改善を図り、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことで、学校教育としての責務が果たされることが望まれる。

ただし、不登校は、その要因・背景が多様であり、学校のみで取り組むことが困難な場合が多いという課題があることから、本協力者会議においては、学校の取組の強化のみならず、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援、家庭の協力を得るための方策等についても検討を行った。

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはいけない。不登校の児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、「行きたくても行けない」現状に苦しむ児童生徒とその家族に対して、「なぜ行けなくなったのか」といった原因や「どうしたら行けるか」といった方法のみを論ずるだけではなく、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。不登校児童生徒にとっても、支援してくれる周りの大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として、社会的自立につながることを期待される。

さらに、「病気」による長期欠席にも「不登校」が潜在化している可能性があることから、発熱や頭痛、腹痛といった病気を理由とする欠席であっても、3日連続で休む場合などは不登校の可能性を学校内において検討すべきである。他にも「経済的理由」や「その他」による欠席についても、児童生徒の学習を受ける権利を保障する観点から、児童相談所などの福祉機関と連携を図ることにより、その長期欠席状態の解消が期待される。

## 第2章 不登校の現状と実態

### 1 不登校の現状と分析

#### (1) 不登校児童生徒数の推移等

問題行動等調査によると、我が国の小・中学校の不登校児童生徒数は平成25年度に6年振りに増加し、不登校児童生徒数が高水準で推移するなど、憂慮すべき状況である。具体的には、国・公・私立の小・中学校で平成26年度に不登校を理由として30日以上欠席した児童生徒数は、小学生は25,864人、中学生は97,033人の合計122,897人となっている。これを全体の児童生徒数との割合で見ると、小学生は0.39%、中学生は2.76%となっており、小・中学生の合計では全児童生徒の約1.21%を占めている。

学校種 年度	小学校		中学校		計	
	不登校児童数 (人)	全体に 占める割合 (%)	不登校生徒数 (人)	全体に 占める割合 (%)	不登校 児童生徒数 (人)	全体に 占める割合 (%)
平成13年度	26,511	0.36	112,211	2.81	138,722	1.23
平成26年度	25,864	0.39	97,033	2.76	122,897	1.21

(出典 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

不登校児童生徒が在籍している小・中学校数の割合について見てみると、平成13年度は57.6%であったところ、平成26年度は60.5%となっており、不登校児童生徒の人数やその割合は減っているが、不登校児童生徒が在籍している学校数の割合は増加している。

また、学年別に見ると、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は増加しており、特に小学校6年生から中学校2年生にかけて、大きく増加している。

#### (2) 不登校となったきっかけ

平成26年度問題行動等調査における「不登校になったきっかけと考えられる状況」について(複数回答可)、小学校では、不安など情緒的混乱が36.1%、無気力が23.0%、親子関係をめぐる問題が19.1%となっている。また、中学校では、不安など情緒的混乱が28.1%、無気力が26.7%、いじめを除く友人関係をめぐる問題が15.4%となっている。

#### (3) 不登校児童生徒への指導の結果、効果があった取組

平成18年度問題行動等調査において「指導の結果登校するようになった児童生徒に特に効果があった取組」について回答した学校のうち、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った」が51.2%、「登校を促すため、

電話をかけたり迎えに行くなどした」が49.2%、「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」が40.0%となっており、平成26年度「問題行動等調査」において「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒に特に効果があった取組」について回答した学校のうち、「登校を促すため、電話をかけたり迎えに行くなどした。」が50.9%、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った。」が47.4%、「スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった。」が41.0%となっており、これらのことから、不登校状態の改善には、家庭への働き掛けやスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用が有効であることが見て取れる。

このような取組が有効である背景には、問題行動等調査における「不登校になったきっかけと考えられる状況」において、不安など情緒的混乱、無気力が最も多いこともあると考えられ、このような状況の改善に登校支援や家庭訪問などの登校に向けた積極的な働き掛けが有効である場合が多いと考えられる。また、「平成18年度不登校実態調査」によれば、不登校経験者が当時どのような支援を受けたかったかというニーズについて「心の悩みについての相談」や「自分の気持ちをはっきり表現したり、人とうまくつきあったりするための方法についての指導」を受けたかったとの回答が最も多く、心理的な支援等を求めている生徒が多いこともこのような支援が有効であることの背景として考えられる。

#### (4) 進路の状況等

文部省が平成5年度不登校生徒を追跡調査した「不登校に関する実態調査」(以下「平成5年度不登校実態調査」という。)と「平成18年度不登校実態調査」を比較すると、

高校進学率 65.3%→85.1%、

高校中退率 37.9%→14.0%

大学・短大・高専への就学率 8.5%→22.8%

専門学校・各種学校への就学率 8.0%→14.9%

など、いずれも不登校生徒の進路状況は改善しており、このことから、不登校の状態にある多様な生徒に対する支援が充実している高等学校等が増えてきたことが伺える。中学校段階において不登校であってもその進路選択の可能性が広がるよう、高等学校における学力保障の取組や教育支援体制の充実、更には多様な入学者選抜の実施が今後必要である。

#### (参考資料)

参考資料(5) 小・中学校の不登校児童生徒の状況

参考資料(6) 学年別不登校児童生徒数の推移

参考資料(7) 不登校となったきっかけと考えられる状況の推移

参考資料(8) 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置の推移

参考資料(9) 平成18年度における「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

参考資料(10) 「平成18年度不登校実態調査」の進学・就学・就業状況について

## 2 不登校の要因・背景の多様化・複雑化

### (1) 不登校の背景

「平成18年度不登校実態調査」では、「不登校のきっかけ」として、「友人との関係」が52.9%、「生活リズムの乱れ」が34.2%、「勉強が分からない」が31.2%となっている。

特に、「平成5年度不登校実態調査」と比較して大幅に変動している選択肢として「友人との関係」は44.5%→52.9%、「家族の生活環境の急激な変化」は4.3%→9.7%について留意する必要がある。また、「平成5年度不登校実態調査」にはない選択肢「生活リズムの乱れ」が「平成18年度不登校実態調査」では2番目に多く選択されている点にも留意する必要がある。

「平成18年度不登校実態調査」では、「不登校の継続理由」から傾向分析し、「無気力型」(40.8%)、「遊び・非行型」(18.2%)、「人間関係型」(17.7%)、「複合型」(12.8%)、「その他型」(8.7%)の5つに類型化した。

また「不登校の継続理由」との関連が高い「不登校のきっかけ」として、「無気力でなんとなく学校へ行かなかったため」では、

「勉強が分からない」

「生活のリズムの乱れ」

「インターネットやメール、ゲームの影響」

「遊ぶためや非行グループに入っていたため」では、

「学校のきまりなどの問題」

「生活リズムの乱れ」

「いやがらせやいじめをする生徒の存在や、友人との人間関係のため」では、

「友人との関係」

「クラブや部活動の友人・先輩との関係」

となっている。

また、不登校の実態について考える際の背景として、ネグレクト等の児童虐待や子供の貧困等との関連を指摘する見方もある。

例えば、厚生労働省の福祉行政報告例において、児童相談所における虐待の相談対応件数は、平成13年度は23,274件であったところ、平成26年度は88,931件に増加している。虐待の内容は、身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)、心理的虐待と様々であるが、そのうち、ネグレクトには保護者が学校に行かせないなど、児童生徒の登校を困難にする事例も含まれている。同報告例において示されているいずれの虐待も、児童生徒の心身の成長に重大な影響を及ぼすものであり、人間関係を構築できない、学校における問題行動を助長するなどの要因になることが懸念される。

したがって、一人一人の子供が抱える様々な課題を適切に把握し、きめ細かく支援していく必要がある。

## (2) 不登校の要因・背景の特定と対応策

児童生徒が不登校となる要因や直接的なきっかけは様々であり、また、不登校状態が継続すれば、時間の経過とともに不登校の要因は変化し、また、学習の遅れや生活リズムの乱れなどの要因も加わることで解消の困難度が増し、ますます学校に復帰しづらくなる。そのため、これら「不登校のきっかけ」や「不登校の継続理由」などの不登校となる要因を的確に把握し、早期に、丁寧に、その要因を解消することが不登校児童生徒への支援を推進していく上で必要不可欠である。例えば、不登校は「学校に行きたいけれども行けない」等の心の問題として捉えられることが多いが、不登校として捉えられている中には、遊び・非行による怠学、人間関係のこじれ、勉強のつまずき、無気力、病気、虐待等を要因としたものも含まれる。実際に不登校児童生徒への支援を行うに当たっては、不登校児童生徒のみならず、その保護者等にも共感する姿勢やこれからの支援を共に考える姿勢を示すことで信頼関係を構築するとともに、よく話し合うことで支援のニーズを的確に把握し、個々の児童生徒の要因に応じた効果的な支援策を講じることが必要である。

このように、不登校児童生徒の背景が多様化、複雑化していることを踏まえ、本協力者会議でも、「問題行動等調査」において、不登校児童生徒の実態についてさらにきめ細かく調査することが必要である旨の意見が示されてきた。具体的には、同調査において「不登校」とされる30日以上欠席者数を調査することに加え、「不登校」をその理由別に調査するとともに、不登校になったきっかけとして近年多くなっている「不安」と「無気力」について、その原因を把握するため、「不登校の要因」を「不安」「無気力」を始めとする5つに分類し、さらにその要因を「学校に係る状況」及び「家庭に係る状況」に分けることが考えられる。それらをクロス集計することで、不登校児童生徒の実態をよりきめ細かく把握することができるようになる。

### (参考資料)

参考資料 (11) 「平成18年度不登校実態調査」の「不登校のきっかけ」と「不登校の継続理由」との相関

参考資料 (12) 「平成18年度不登校実態調査」の不登校の類型化について

参考資料 (13) 児童相談所での児童虐待相談対応件数

## 3 不登校の実態把握

### (1) 不登校の適切な実態把握の必要性

不登校児童生徒への効果的な支援を行うためには、不登校のきっかけや継続理由についての的確な把握が必要である。不登校の実態把握の観点としては、人間関係の問題を背景とした心因性の病気、人間関係のこじれ、勉強のつまずき、虐待等の家庭の問題、保護者の考え方や事情による意図的な長期欠席等などが考えられ、また、継続理由についても、学習の遅れや生活リズムの乱れなどが考えられる。これらの実態把握が的確になされなければ、そこから導き出される支援策も不適切なものとなり、結果として、不登校児童生徒への支援につながらない可能性もあることから、その点に

特に留意しなければならない。

不登校経験者からのアンケートによる「平成18年度不登校実態調査」における「不登校のきっかけ」（複数回答可）では、「友人との関係」が52.9%、「生活リズムの乱れ」が34.2%、「勉強が分からない」が31.2%の順で高い割合を占めていた。一方、学校から提出された平成18年度「問題行動等調査」における「不登校となった直接のきっかけ」（中学校）について、「本人に関わる問題」は36.2%、「友人関係の問題」は19.7%、「学業の不振」は9.8%、「親子関係の問題」は9.3%となっている。調査対象・選択肢・回答者等の調査方法が異なるため単純な比較はできないが、学級担任のみならず、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が不登校の要因を的確に把握し、支援計画を検討すること（以下「アセスメント」という。）が重要である。

## （2）効果的な支援策の検討に当たって

不登校の継続理由やその態様は、不登校の段階によって変わることもあり、その対応も児童生徒一人一人によって異なることから、学期や学年の節目などに、不登校のきっかけや継続理由を的確に把握し、その要因を解消するための支援策を講じる必要がある。その際、固定観念に基づく対応やタイプ別による硬直的な対応策などを極力排するとともに、当該児童生徒やその保護者等とよく話し合い、支援方策について教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の当該不登校児童生徒に関わる者の間で共通理解を図る必要がある。

# 第3章 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

## 1 支援の視点

不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。その意味において、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要である。

児童生徒によっては、不登校の時期が、いじめによるストレスから回復するための休養時間としての意味や、進路選択を考える上で自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこともある。しかし、同時に、現実の問題として、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する。

実際、「平成18年度不登校実態調査」では、379人の不登校経験者にインタビュー調査を実施しているが、「行かないことも意味があった」という不登校に対する肯定的な意見が回答者の32.6%、「行けば良かったと後悔している」という否定的な意見が回答者の39.4%、「仕方がない又は考えないようにしている」等の中立的な意見が、28.1%という結果になっている。不登校であったことに対する肯定的な意見では、「不

登校を経験したおかげで今の自分がある」や、「不登校を経験したことで出会う友人の大切さを知った」というものがあった。不登校であったことについて否定的な意見では、「当時は授業が嫌いで遊ぶのが好きというだけだった」、「一般知識や対人関係の経験に乏しい点が悔やまれる」や、「不登校となったことで友人関係もなくなってしまった」というものがあった。中立的な意見は、「当時は不登校をするしかなかったから仕方がなかった」、「過去のことは考えても仕方がない」などであった。同調査におけるインタビュー結果は本来、単純に「肯定・否定・中立」などと分類できるものではないが、不登校経験者が様々な気持ちを抱えながら当時を振り返っていることが分かる。同調査時点において、肯定的に捉えている者がいる一方で、何らかの後悔をしている者もいることから、教育関係者は不登校児童生徒一人一人の課題や立場に寄り添いつつ支援することの重要性を改めて認識する必要がある。

## 2 学校教育の意義・役割

### (1) 学校教育の責務

不登校児童生徒への支援の最終的な目標である児童生徒の将来の社会的自立を目指す上で、対人関係に係る能力や集団における社会性の育成などの「社会への橋渡し」を図るとともに、学びへの意欲や学ぶ習慣を含む生涯を通じた学びの基礎となる力を育てる「学習支援」の視点が重要である。そのような「社会への橋渡し」や「学習支援」の視点から、特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としており、その役割は極めて大きい。したがって、学校・教育関係者は、全ての児童生徒が、学校に自己を発揮できる場があると感じ、自分と異なる多様な特性を受容し合えるような集団づくりを通して、楽しく、安心して通うことができるよう、学校教育の一層の充実のための取組を展開していくことが重要である。同時に、児童生徒が不登校となるきっかけには学校に起因するものもあることから、その改善に向けて取り組むことが必要である。

### (2) 児童生徒の可能性を伸ばす取組

学校は、全ての児童生徒が自己の能力を発揮でき、楽しく通える学びの場であるべきである。特に、義務教育においては、一人一人の能力・適性、興味・関心等に応じた教育であることが求められ、児童生徒に対し基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、自ら学ぶ力や創造的な能力などを育成し、児童生徒個々の可能性を伸ばす教育が必要である。

学校になじめない児童生徒の社会的自立を支援する観点から、学校内外を通じた支援を充実することが必要である。

既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある。児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクー

ル、夜間中学での受入れなど様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うことが考えられる。

また、学習支援については、地域人材による学習支援（地域未来塾等）などを活用することも考えられる。

なお、フリースクールについては、国において不登校児童生徒の状況に応じた教育支援体制を図るため平成27年度補正予算においてモデル事業を実施しているが、多様な教育機会確保の観点から引き続き実施することが適切である。

### （3）個別の児童生徒に応じたきめ細やかな組織的・計画的支援

不登校児童生徒への支援については、個々の児童生徒ごとに不登校となったきっかけや不登校の継続理由が異なることから、それらの要因を的確に把握し、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが大切である。そのためには、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有して、組織的・計画的に支援することが重要である。

また、関係機関と連携した支援においては、不登校児童生徒への支援を担う中心的な組織として新たなネットワークを構築することも一つの手段であるが、不登校児童生徒を積極的に受け入れる学校や関係機関等からなる既存の生徒指導・健全育成等の会議等の組織を生かすなどして、効果的かつ効率的に連携が図られるよう配慮することが重要である。

その際、学校や教育行政機関が、多様な学習の機会や体験の場を提供するフリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、例えば、学校の教員等が民間施設と連絡を取り合い、互いに訪問する等の具体的行動をとるなど、相互に協力・補完し合うことの意義は大きい。

また、当該ネットワーク組織においては、不登校児童生徒への事後的な対応のみならず、幼稚園（保育所）・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校及び高等専修学校等の縦の連携を重視して、個々の児童生徒が抱える課題に関して、情報交換し、必要に応じて対策を協議するなどして、一人一人の児童生徒が自己の存在感や自己実現の喜びを実感できる学校教育の実現に向けて、日頃から連携を図ることが望まれる。

## 3 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、周囲の者は、その環境づくりや働き掛けを行うことが必要である。「平成18年度不登校実態調査」においても、「不登校のきっかけ」と「不登校の継続理由」の関連や「不登校だった当時にほしかった支援」と「現在必要としている支援」の関連は強い相関が示されたところであり、児童生徒自身を見守ることも大切だが、その環境づくりのためにも適切な支援や働き掛けをする必要がある。

不登校のきっかけや継続理由は様々であり、その支援も個々の児童生徒によって異なる。例えば、「無気力型」には、達成感や充実感を繰り返し味わうことで自己有用感・自

己肯定感を高めることが登校につながる。また、「遊び・非行型」には、まずは決まり事を守らせるき然とした教育的な指導を行うことや、規則的な生活リズムを身に付けさせること、学ぶことに興味を持たせることが登校につながる。「人間関係型」には、まずはきっかけとなった人間関係のトラブルを解消することが登校につながる。なお、いずれの場合も、不登校期間における学習の遅れは同時に改善しなければならない。また、不登校の類型は一つの状態を示しているにすぎず、児童生徒の成長過程や、関わりにより状態が変化していくことに留意する必要がある。

## 4 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、家庭の教育力の向上を目指して様々な施策の推進を図ることは極めて重要である。しかし、不登校児童生徒への支援を行う上では、不登校の要因を一部の保護者の固有の事情のみに見いだそうとするのではなく、子育てを支える環境に変化が生じている社会全体の状況にも目を向けつつ、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けをしていくことが大切である。

第2章1(3)に記載したとおり、家庭への直接的な働き掛けが不登校児童生徒への支援において最も効果があるが、不登校の要因・背景は多様化しており、虐待等の深刻な家庭の問題などにより、福祉や医療行政等と連携した保護者への支援が必要な場合もあれば、児童生徒の非行への対応や生活習慣、教育環境の改善のための支援を必要としている場合、保護者自身が子育てに対する自信を失っていたり、就労等の事情で子育てに関わる余裕がなく、支援を必要としている場合等もある。また、保護者自身に、不登校となった児童生徒への支援に関する情報がなく、対応が遅れている場合もある。

このような場合には、児童相談所、市町村及び要保護児童対策地域協議会等の福祉機関を活用して家庭の状況を正確に把握する必要がある。その上で、時機を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な支援や働き掛けを行うため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠である。その際、保護者への働き掛けが保護者の焦りや保護者自身を追い詰めることにつながり、かえって事態を深刻化させる場合もあることから、保護者に対しては、児童生徒への支援等に関して、課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることが重要である。その意味から、不登校に関する相談窓口の情報提供、不登校児童生徒への訪問時における保護者への助言、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型支援等、不登校児童生徒の保護者が気軽に相談できる体制を整えることが求められる。また、その際、既存の保護者同士のネットワークとの連携協力を図ることや、そのようなネットワークづくりへの支援を通じて、保護者を支援することも考えられる。なお、そのようなネットワークに学校の教員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が積極的に参加し、意見交換をするという姿勢も大切である。

さらに、不登校となった児童生徒の保護者のみならず、保護者全般に対して不登校への理解を深めるセミナー等の実施、就学時健診や乳幼児健診等の保護者が集まる機会を

活用した家庭教育学級・子育て講座の実施、思春期の子供を持つ保護者向けに作成された資料等の活用など、子育てについての悩みや不安を持つ保護者に対する支援の充実を図ることが重要である。

「平成18年度不登校実態調査」において、中学校3年時に不登校を経験した生徒の5年後の状況を調査したところ、8割を超す生徒が「学校に通っている」又は「働いている」と回答している。不登校に関する悩みや不安について、保護者が一人で悩まず、焦らず、学校の教員やスクールカウンセラー、地域の教育相談機関、子育て支援機関等に相談することが第一歩であり、その行動が、結果的に児童生徒の適切な支援につながる。

## 第4章 不登校児童生徒に対する支援における重点方策

第3章の不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方に基づき、今後の不登校施策の中で重点的に取り組むべき方策として、次のことが必要であると考えられる。

- 困難を抱える児童生徒には、「児童生徒理解・教育支援シート」を作成するなど、個々の児童生徒に合った支援計画を策定し、その児童生徒を支援する関係者により、組織的・計画的な支援を実施すること。
- 学校での教育の実施を原則としつつ、特別な事情がある児童生徒には、児童生徒の特性に合った一人一人の学び方を尊重し、多様な教育環境を提供できるよう、教育委員会等において学習機会を保障すること。
- 市区町村教育委員会における教育支援センターの整備を含めて、不登校児童生徒個々に応じた支援や学習機会を確保する体制を整備すること。

### 1 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援

#### (1) 先進事例における取組

本協力者会議において、不登校児童生徒への支援の改善に先進的に取り組んでいる自治体や学校からのヒアリングを行った。その中で、学校において不登校児童生徒一人一人の欠席状況、不登校となったきっかけ、関係機関との連携状況、本人及び保護者の希望、具体的な支援策、成果や見直しの経過を記録し、共有することで、学校内外と組織的、計画的に支援を行っている自治体（東京都、横浜市）の事例が紹介された。学校からは「本人に寄り添った支援ができた」、「教職員の役割分担が明確になり、意識が深まった」、「様式を活用することで、支援のアイデアが増えた」、「書き加えたり、変更したりすることで、引継ぎがスムーズになる」などといった効果があったことが示された。なお、横浜市では、不登校児童生徒数（小・中学生）が、平成21年度は3,862人、平成25年度は3,411人であり、4年間で451人減少している。

## (2) 基本的考え方

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校となったきっかけや不登校の継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要である。そのためには、状況に応じて学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適切な学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者等と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート」を作成することも有効な施策であると考えられる。その際、必要に応じて関係機関によるコンサルテーション（より良い支援の在り方についての検討）を行うことが重要である。また、その進捗状況に応じて、項目の見直しなど定期的に「児童生徒理解・教育支援シート」を見直すことも必要である。

「児童生徒理解・教育支援シート」の作成については、不登校の定義である年度間で30日以上欠席に至った時点では確実に作成することが望ましい。ただし、欠席日数のみに捉われず、遅刻や早退などにも着目し、不登校が危惧された時点で迅速に組織的な計画を立てて支援することは、非常に有効であることから、児童生徒の状況に合わせて柔軟に作成することも期待される。例えば、初期段階では、欠席が目立つ児童生徒の記録として事実関係を記載できる範囲で記載し、その児童生徒の状態に合わせて段階的に作成・活用していくことも有効と考えられる。

また、不登校を生じさせない観点から、いわゆる教務日誌等において、全ての児童生徒を対象として、学級担任が日常観察の中で把握した学習上の課題や社会的自立に当たっての課題を他の教員等からも情報を得ながら記録・保管し「児童生徒理解・教育支援シート」の作成に当たって活用することも有効である。なお、教務日誌に記録・保管する際には、個人情報の保護に留意する必要がある。

なお、「児童生徒理解・教育支援シート」の作成について、全国的な実施を促す観点からモデル的なフォーマット（ひな型）として「児童生徒理解・教育支援シート」（試案）（別添参照）を掲げた。この（試案）は共有すべき必要最低限の情報を盛り込んでいるが、今後、各学校において記載項目をカスタマイズ（実態に応じた改良改善）して使用されることが望まれる。

## (3) 留意事項

学校においては、指導要録や出席簿のほか、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する「個別の教育支援計画」や外国人児童生徒に対する指導計画等、児童生徒の課題の状況によって様々な表簿や支援計画が作成されている。それらの基本的情報は共通した内容もあることから、校務の効率化の観点から、現在整備が促進されている「統合型校務支援システム」も活用し、記載内容が連動する仕様とすることで、共通する内容の記述を反映させるなど、作成に係る業務を効率化することも重要である。

また、これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、児童生徒を支援するネットワークとして、「横」は学校、保護者を始め、教育委員会、教育支援センター、医療機関、児童相談所、警察などの関係機関、「縦」は幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校等で情報を共有し、広く組織的・計画的な支援ができるようにすることが重要である。なお、関

係者での情報の共有に当たっては、共有する関係者を明らかにするとともに、相手方が守秘義務を負っているか否かをあらかじめ確認しておく必要がある。

なお、個人情報保護条例などで一般的には非開示となっている個人情報のみを記載した純然たる内部用文書や教務日誌等についても、任意の様式により、必要に応じて作成し、保管・共有することも考えられる。

このような取組を推進するため、不登校を生じさせないための学校内における計画策定、学級担任、養護教諭や生徒指導主事、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連絡調整、「児童生徒理解・教育支援シート」の取りまとめ等、学校として組織的な対応を行うため不登校対策について中心のかつコーディネーターとしての役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要である。実際に、本協力者会議においても不登校児童生徒への効果的な支援として、学校に、関係者並びに部署との連絡調整、情報収集及び連携協力を担うコーディネーターを配置した事例が示されており、連携協力の要となるこのようなコーディネーター等の人的措置の充実が必要である。

## 2 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設やNPO、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要がある。また、多様な学習機会の確保の観点から、例えば、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能である。

都道府県と市町村がよく連携し、不登校特例校の制度を活用した学校や分校、分教室の設置を検討していくことも重要なことである。

また、不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合に、一定の要件のもとで指導要録上の出席扱いとすることができるとされており、平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知（17文科初第437号）においてその要件や留意事項を示している。国は、通知で示した内容や事例等について引き続き学校関係者に周知を図るとともに、取扱いの実態や課題等を把握することが必要である。また、例えば、学校関係者が、不登校児童生徒に対して、学習支援につながる情報等をICT等を活用して積極的に発信することも考えられる。

このような現行制度内で行うことができるICTを活用した取組については、国の通知の発出等によりそれを明確化することが考えられるほか、現場のニーズを施策に的確に生かしていくための調査研究等を行っていくことが考えられる。

さらに、ICT教材開発やそれらの情報配信なども含め、制度の活用を促進する必要がある。

## 3 教育支援センターを中核とした体制整備

教育支援センターについては、「平成15年報告」において「適応指導教室整備指針（試

案)」を作成し、不登校児童生徒の学校復帰を支援する機関として整備してきたところ、平成5年度の設置数372か所に対して、平成18年度は1,164か所、平成26年度は1,324か所と着実に整備が進んでいる。また、小中学校の不登校児童生徒の教育支援センターの利用状況は、平成5年度は8.0%であり、平成18年度は13.0%、平成26年度は12.1%となっている。

これまでの教育支援センターは不登校児童生徒のうち、通所希望者への支援が中心であったが、不登校児童生徒への支援に関する知見や技能が豊富であることから、今後は、通所を希望しない不登校児童生徒に対しての訪問支援や、地域の人材を活用した訪問型支援を実施することや、「児童生徒理解・教育支援シート」のコンサルテーションを担当するなど、不登校児童生徒の支援の中核となることが期待される。

一方、設置していない自治体が730自治体（全体の約40%）ある。不登校は特定の児童生徒にのみ起こるものでなく、どの児童生徒にも起こり得るものであるという認識の下、不登校児童生徒への学習支援など無償の学習機会を確保するため、また、これから期待される不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくためにも、教育支援センターが設置されていない地域には、教育支援センターの設置、又はこれに代わる、不登校児童生徒を支援する体制整備を促進することが望まれる。既に教育支援センターが設置されている地域においても、訪問型支援など、不登校児童生徒をより一層支援する体制を整備する必要がある。そのためにも、人的措置の充実や不登校児童生徒への指導に関して一定の成果を果たしているスクールカウンセラーの配置等が望まれる。なお、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力のもとに運営する公民協営型の設置等も考えられる。

国においては、教育支援センターが設置されていない地域への設置促進や訪問型支援などの教育支援センターの機能強化に関するモデル事業の実施や、通所している児童生徒へのカウンセリングなどを充実させるため、教育支援センターへのスクールカウンセラー配置に関する自治体への財政支援を行っている。教育支援センターのなお一層の設置促進及び機能強化を図る必要があるため、引き続きモデル事業及び財政支援を実施することが適切である。

（参考資料）

参考資料（14）教育支援センター設置数及び利用状況

## 第5章 学校等における取組

不登校が生じないような学校づくりや早期支援、不登校期間中の支援などの学校等における取組について「平成15年報告」等において既に報告されているところであるが、時代の変化とともに新たに付加すべき点等を踏まえつつ、今回、改めて、取りまとめることとする。

# 1 「不登校が生じないような学校づくり等」

## (1) 魅力あるよりよい学校づくり

学校における不登校への取組については、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に偏っているのではないかという指摘もある。児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要である。具体的には児童生徒にとって、「自己が大事にされているか」、「自分の存在を認識されていると感ずることが出来るか、かつ精神的な充実感を得られる心の居場所となっているか」、さらに、「教師や友人との心の結び付きや信頼感の中で共同の活動を通して社会性を身に付けるきずなづくりの場となっているか」、「学校が児童生徒にとって大切な意味のある場となっているか」等について問い直すなど、魅力ある学校づくりを目指すことが求められている。全ての児童生徒にとって、学校が安心感・充実感が得られる活動の場であることが重要である。

## (2) いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

学校生活に起因する不登校の背景には、いじめ、暴力行為、体罰など、児童生徒間や教員との人間関係によるものもある。学校が児童生徒にとって楽しく、安心して通うことのできる居場所とするためには、いじめや暴力行為を許さない学校づくりや、必要に応じて警察等の関係機関との連携や出席停止の措置を適切に講じるなど、問題行動へのき然とした対応が必要である。また、いじめの解決に向けた取組としては、いじめられた児童生徒は徹底して守り通すとともに、いじめる側についても、教育的配慮の下、き然とした態度で指導することが必要である。その際、いじめる側についても何らかの問題を抱えており、そのことが問題行動を起こす要因となっている場合も多いことから、いじめる側も支援を必要としているという認識に立ち、社会性を育む指導を図ることが必要である。

また、改めて述べるまでもないが、教職員による児童生徒への体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されない。管理職を始めとする教職員は、人権感覚を十分身に付け、児童生徒の良き理解者となるよう努めるとともに、児童生徒との信頼関係を築くなど、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えておくことが必要である。

近年では、性同一性障害や性的指向・性自認などに係る児童生徒への対応も重要であり、教職員が心ない言動を慎むことはもちろん、このような児童生徒の悩みや不安を受け止めることが重要である。そのためには、文部科学省が作成した教職員向け周知資料を研修等で活用しながら、性同一性障害や性的指向・性自認について教職員の理解促進が必要である。

なお、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分を含めた厳正な対応が必要である。

## (3) 児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施

児童生徒が発達の段階に応じて自らの生き方や将来への夢や目的意識を考える、そのような指導を行うことは、児童生徒が学ぶ意欲を持って主体的に学校に通う上で重要である。このような観点から、学校においては、あらゆる機会を捉えて、学習内容

が社会との接点や関わりを持っていることを児童生徒が実感できるような創意を生かした取組を行うことが望まれる。そのような取組においては、学校外の多様な人材や機関の協力を得た体験活動等が効果的である。

他方、学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛となる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっている。

学業の不振に関しては、学習習慣、学習方法、学ぶ意欲の形成に課題がある場合、基礎的な内容の理解に課題がある場合、また、生活リズムの乱れや、教師との関係が関連していること等もある。例えば、基礎的な内容を十分に理解できないまま進級することで、新たな知識の習得が困難であるなど学業不振となったきっかけや学業不振に至った実態を適切に把握することが大切である。

このような観点に立ち、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれる。

さらに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援ができるよう、各教科等の学習過程において想定される困難さごとに、指導の工夫の意図や手立ての例を具体的に示すことが検討されている。

#### (4) 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

学校を児童生徒が安心できる心の居場所やきずなづくりの場とするため、社会総掛かりで児童生徒を育てていくことが必要である。そのため、今後、例えば、生徒指導を担当する教員と地域連携を担当する教職員が協働し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部等を活用し、開かれた学校づくりを推進していくことで、学校と保護者や地域住民等との連携・協働体制を構築することが重要である。

#### (5) 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

不登校のきっかけや継続理由として、生活リズムの乱れなど生活習慣に起因すると見られるものが一定の割合で見られるが、家庭における生活習慣の乱れを個々の家庭や児童生徒のものとして見過ごすことなく、社会全体の問題として、学校・家庭・地域が連携して取り組んでいくことが必要である。特に、生活圏の拡大や行動の多様化等により生活リズムが乱れやすい環境にある中学生や高校生を中心として、児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、保護者に対する啓発と併せて、学校や地域における取組を推進することが重要である。

## 2 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

### (1) 不登校に対する学校の基本姿勢

不登校の要因や背景が多様化・複雑化し、教員だけの支援が困難である現在においては、様々な専門スタッフと連携協力して効果的な体制を構築することが求められるが、学校組織においては、教員が一人一人の児童生徒の健全な成長を促す教育活動の中心となっており、中でも学級担任がその中核として重要な役割を果たしてきている。

このことから、教員が教育に関する専門性を高めるとともに、専門スタッフを効果的に活用するためのマネジメント能力の向上を図っていくことが重要である。一人の学級担任等の教員だけが不登校児童生徒の支援を担うのではなく、校長のリーダーシップの下、組織的な支援体制を整えることが必要である。

その際、現在、教員が担っている業務は多岐にわたっており、教員が個別の不登校児童生徒に応じたきめ細やかな支援を実施するには限界があり、十分な支援が実施できない状況となっていることを踏まえ、これまで教員が担ってきた部活動における指導など様々な業務を見直すとともに、不登校児童生徒への支援に中心的な役割を担う教員や専門スタッフの配置により組織的な支援体制を構築することが大切である。

### (2) 早期支援の重要性

不登校児童生徒への支援においては、一旦欠席状態が長期化すると、学習の遅れや生活リズムの乱れなども生じて、その回復が困難である傾向が示されていることから、早期の支援が必要である。そのため、予兆への対応を含めた初期段階から、段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につながるようにする必要がある。

不登校に至る要因は様々であるが、ケースとして例えば、ある問題から自尊感情が低下して不登校となった場合は、初期段階で自己肯定感の低下が著しく、まずは、その回復を図る観点から児童生徒との信頼関係の構築に力点を置き、心の休養を促すとともに、不登校の要因を聴取し、その要因の解消に努めることが重要である。自己肯定感が回復し、児童生徒や保護者との信頼関係が構築された中間期段階では、学校復帰に向けた支援方策について話し合い、保護者の協力の下、家庭内での学習活動等を支援することが必要である。回復期段階に至って学校復帰に向けた登校刺激が有効になると考えられる。これは一つのモデルケースであり、そのほかにも、発達に課題があり、集団になじめない場合や対人関係のスキルが不足している場合、ネグレクトなどにより生活習慣が身に付いていない場合など、要因や背景によって支援の在り方も変わってくる。いずれの場合にも、要因や背景を的確に把握し、適切な支援策を講じる必要がある。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家によるコンサルテーションが有効な場合もある。

### (3) 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校児童生徒に効果的な支援を行うためには、アセスメント（見立て）をしなければならない。その実態の把握が的確でなければ、そこから導き出される支援計画も

不適切なものとなり、不登校児童生徒に合ったものにはならない。そのため、不登校児童生徒への支援を検討する際には、不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるアセスメントが有効である。そして、アセスメントにより導き出された支援計画を実施するにあたっては、学校や保護者を始め、教育委員会、教育支援センター、児童相談所、警察などの関係機関において支援計画を共有し、一体となって組織的、計画的な支援を行うことが重要である。

また、支援の実施状況や、それに伴う児童生徒の状況に応じて適宜検証し、支援計画を見直す必要がある。

#### (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

「心理の専門家」であるスクールカウンセラーについては、学校における教育相談体制の充実の観点から、平成7年度から調査研究委託事業として中学校を中心に配置され、カウンセリングを通じた児童生徒への心のケアや教職員・保護者への助言・援助を実施してきた。その専門性や外部性が高く評価され、平成13年度からは国庫補助事業として実施され、平成26年度においては、7,344人が22,013か所に配置されている。また、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーについては、平成20年度から調査研究委託事業として教育委員会を中心に配置され、子供が置かれた環境に働き掛けて（ソーシャルワーク）、関係機関等との連携により子供の状態を改善してきた。平成21年度からは国庫補助事業として実施され、平成26年度においては1,186人が1,255か所に配置され、学校の要請により派遣されている。現在においては、主に子供の内面に働き掛けるスクールカウンセラー、子供の周りの環境に働き掛けるスクールソーシャルワーカーは、相談支援体制の両輪として活躍しており、学校においては、これらの専門家を効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要である。そのため、「教育相談に関する調査研究協力者会議」から出される提言を踏まえ、これらの活動方針等に関する指針を教育委員会において策定し、学校は指針に基づき、実態に応じて効果的に活用することが必要である。

#### (5) 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

これまでの問題行動等調査における不登校児童生徒に対して効果のあった取組として、登校刺激や家庭訪問による支援・援助、保護者への働き掛けによる家庭生活の改善などが常に上位に位置しており、このことから家庭訪問による支援の重要性が伺える。

学校で見せる顔と家庭や地域で見せる顔が全く違っている児童生徒がいることから、プライバシーに配慮しながらも家庭内における児童生徒の居場所を確認することは、児童生徒を理解するために有効と考えられている。学校は、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要がある。また、その際には、児童生徒や保護者の心情を受け入れ、共感し、寄り添う姿勢を大切に、適切な働き掛けとなるように組織的・計画的に行うことが重要である。

なお、家庭訪問を行う場合は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し、適切な家庭訪問を行う必要がある。

さらに、児童生徒や保護者との面談を通じて信頼関係を築くことで、不登校児童生徒への支援について教員と保護者の協働体制の構築も期待できる。不登校の要因が解消されておらず、自己肯定感が低下した状態で、信頼関係も構築されていないまま登校刺激を行っても、児童生徒や保護者に対して無用なプレッシャーを与えるだけであることに注意する必要がある。

なお、家庭訪問の実施は、早朝、放課後（夜間も含む）や休日に実施されることもあることから、教員の勤務の振替等の配慮が必要である。

#### （６）不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校をしてきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫を行うことが重要である。このため、当該児童生徒の状況を学校の教職員が共通理解することは重要であり、そのため、第４章にある「児童生徒理解・教育支援シート」の活用が一層有効となる。

登校に当たっては、保健室、相談室や学校図書館など学校での居場所を作り、心の安定を図り、興味関心に基づく学びを行いながら、その居場所から徐々に学校生活になじませることも有効である。また、教室に入る際にも、自然な形で迎え入れられるよう配慮するなど、徐々に学級生活に順応できるよう指導上の工夫が重要である。

なお、これらの居場所においては、教員や学習ボランティア等による学習支援やICT等を活用した個人学習のサポートなど、教室に入っても授業が理解できる程度の学力を身に付けることができるように支援を行うことが肝要である。

#### （７）児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめによる不登校に関しては、いじめられている児童生徒が緊急避難として欠席することは弾力的に認められてもよいこととなっており、いじめを背景とした欠席の際には、その後の学習に支障のないよう適切な配慮が求められる。

さらに、弾力的な対応として、いじめられている児童生徒や保護者等の意向を踏まえ、柔軟に学級替えや転校を認めることが可能となっている。なお、いじめにより児童生徒が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合はいじめ防止対策推進法上の重大事態となるため、「不登校重大事態に係る調査の指針」（別添）に沿って適切に対応する必要がある。（いじめ防止対策推進法第２８条第１項第２号関連）。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因である場合、保護者の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で、学級替えや転校についても柔軟に認めていくことが望ましい。

なお、義務教育においてはほとんどの場合、欠席日数が長期にわたったとしても、不登校児童生徒の進級や卒業の認定は弾力的に取り扱われているところである。平成１５年５月１６日付け文部科学省初等中等教育局長通知（１５文科初第２５５号）「不登校の対応の在り方について」（以下「平成１５年通知」という。）にも触れられているが、保護者等から、学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望があった場合は、その意向を踏まえて、補充指導の実施について柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置を

とるなど、適切に対応する必要がある。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たって、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要である。

(参考資料)

参考資料 (15) 不登校児童生徒の支援に関する国の事業等

参考資料 (16) 学校における教育相談体制の充実に向けて

参考資料 (17) スクールカウンセラー等配置か所数、予算額の推移

参考資料 (18) スクールソーシャルワーカーの配置状況について

### 3 不登校特例校制度・指導要録上の出席扱い制度等の活用

#### (1) 不登校特例校制度の活用

不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程については、文部科学大臣の指定により、不登校児童生徒を対象として、特別の教育課程による義務教育等を実施できる不登校特例校の制度がある。

平成19年4月に不登校特例校に指定された京都市立洛友中学校は、不登校を経験した生徒を対象とした昼間部と、学齢を超過した義務教育未修了者や外国籍の者を対象とする夜間部を設置する二部制の中学校であり、昼間部の生徒と夜間部の生徒との世代や国籍を超えたふれあいを通じて、集団への適応と学習意欲の向上を目指すといった取組が行われている。こうした京都市立洛友中学校の好事例のように、不登校特例校に指定された各校において、学校独自の様々な取組が行われている。

不登校特例校を対象にその実態調査を行ったところ、「在籍校で不登校状態にあったが不登校特例校に転入することで、登校するようになった又は登校傾向にある児童生徒の割合が高まった」や、「個々に合わせた課題設定を行い、それを一つずつクリアしていくことで自信を取り戻し自己肯定感の向上につながった」等、一定の教育上の効果があったことが分かった。一方で、不登校特例校への転入学を希望する児童生徒数は年々増加し、定員超過の状態が続いている特例校が多く、少人数学習や個々の児童生徒の状態に合わせた支援といった不登校特例校の特徴が損なわれるのではないかといった懸念が課題として挙げられた。また、発達障害等、不登校児童生徒の背景も多様化していることから、様々なケースに対応できる専門スタッフの配置や教員の不足等が課題となっていることが確認された。

#### (2) 指導要録上の出席扱い制度の活用

学校外施設において、指導・助言を受けた場合の指導要録上の出席扱いについては、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に校長が指導要録上出席扱いとできるものであるが、校長の判断であるため、地域や学校において、その適用に若干のばらつきがあることが指摘されている。不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適正に評価し支援するため、その取組事例を示すこととする。

### ①教育支援センターにおける出席扱い

一部の教育委員会において、教育支援センターの設置目的や事業内容とともに出席扱いについて基準を設けている場合があり、当該教育支援センターに通所する場合に一律に出席扱いとしている学校があるが、多くの場合は、各不登校児童生徒の状況ごとに出席扱いの可否について判断している。

出席扱いとなったきっかけについては、学校側からの働き掛け又は教育支援センター側からの働き掛けが多い。児童生徒が教育支援センターに通所した場合、保護者が学校に連絡をしたり、教育支援センターが学校に定期的に文書報告や電話連絡をしたりして日々の連携を図っている。また、学校と教育支援センターが相互に訪問している状況も見受けられる。

出席扱いとしなかった事例としては、通所手続をするも、実際には通所していない場合がほとんどである。

### ②民間団体・民間施設における出席扱い

出席扱いとなったきっかけについては、学校側、保護者側又は施設側の働き掛けと様々で、その多寡は見られない。学校、施設、保護者が話し合い、活動内容を確認して出席扱いとする個別的な連携が一般的であるが、施設における指導状況を確認した教育委員会が、校長会に情報提供し、校長会として、その施設において不登校児童生徒が助言・指導を受けた場合を出席扱いとする旨を申し合わせるなど域内で統一した対応をしている例もある。また、月1回の頻度で定期的に学校と施設の双方が連絡を取り合い、通所状況や活動記録を共有するなど連携を図っている場合も多い。

出席扱いとしなかった事例としては、施設への出席状況が確認できない、教育委員会や学校が施設の支援内容等を確認したが、その内容や指導方法が不明確であったため認められなかったなどがある。

### ③ICT等の活用による指導要録上の出席扱い

「IT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い」については、不登校児童生徒数に比して、出席扱いとなっている人数が少ない。

ICT等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いについて、基準を設けている教育委員会については把握できなかったが、出席扱いとなったきっかけは様々であり、学習意欲の高い児童生徒が対象となることが多く、保護者から民間のICT教育を利用している旨の申出があり、学校が教育委員会に相談し出席扱いとした例などがある。

連携状況としては、週2、3回の電話連絡に加え、学校が家庭に学習プリントやテストを送付したり、民間業者から送られる学習記録を学校へ送付したりして、日々の学習状況を把握している事例がある。対面指導の在り方としては、定期的な家庭訪問のほか、別室登校や放課後登校を実施している例がある。

出席扱いとしなかった事例としては、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られず、児童の学習状況が確認できなかった、無料のネット学習プログラムを実施するとしていたが、計画的な学習プログラムではなかったなどがある。

## 4 青少年教育施設等の体験活動プログラムの積極的な活用

青少年教育施設や地方公共団体が提供している不登校児童生徒を対象とする様々な野外体験活動プログラム等では、例えば、自然を利用したものや宿泊型のもの等、自然体験や農山漁村の暮らしを体験することによって、子供たちの生きる力を育む山村留学など、学校では体験できない活動が可能である。不登校児童生徒を支援している機関では提供しにくいプログラムが実施されている場合も多い。体験活動においては、積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等との積極的な連携が重要である。

## 第6章 中学校卒業後の課題

### 1 高等学校に関する取組

#### (1) 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜については、学力検査と調査書による選抜が中心であるが、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点から改善が進められてきており、そのいずれか一方を用いること、さらには、そのいずれも用いずに他の方法によることも可能となってきた。「平成18年度不登校実態調査」においても、「平成5年度不登校実態調査」と比較して高校進学率が65.3%から85.1%と大幅に増加しており、高等学校入学者選抜等の改善もその一因と考えられる。

今後は、このような選抜方法の多様化の流れの中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これをより適切に評価することが望まれる。例えば、進学動機や高校で学びたいこと、学校外を含めて中学校時代に学んだ事柄などを自ら記述した書類など調査書以外の選抜資料の活用を図ることや、面接や実技、作文のみで評価すること、学力検査の成績のみで評価したりすることも考えられる。一部の教育委員会では、こうした方法を取り入れており、今後取組が広がることが重要である。

なお、国の実施する中学校卒業程度認定試験については、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、その受験資格の拡大が図られており、不登校生徒や保護者に対して、この制度に関する適切な情報提供を行い、様々な選択の幅を広げる配慮が重要である。

#### (2) 高等学校における長期欠席・中途退学への取組の充実

高等学校における不登校（国公立私立高等学校）については、平成16年度から調査を開始し、平成16年度は67,500人（不登校率1.82%）、平成26年度は53,156人（不登校率1.59%）となっている。また、中途退学（国公立私立高等

学校)については、平成17年度は76,693人(中途退学率2.1%)、平成24年度は51,781人(中途退学率1.5%)となっており、いずれも改善の傾向を示している。これらは、入学の段階で生徒の能力、適性、興味や関心等に合った学校で生徒を受け入れていくことが、その後の不登校や中途退学に至らないための手立てとして有効であるとの認識の下、各自治体において多様なタイプの高等学校設置が進められてきた成果と考えられる。引き続き、就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等を含めた、様々な取組や工夫が行われることが重要である。

## 2 中学校卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

平成27年7月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」においては、家庭、学校職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者に対する修学又は就業を助けるなどの各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこととされており、学校においては関係機関と連携して、児童生徒が社会とのつながりを絶やさないように配慮することが求められている。

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、例えば、通信制の高等学校や高等専修学校への進学、放送大学の選科履修生・科目履修生や高等学校卒業程度認定試験等を通じた多様な進学、職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受け皿が必要である。

また、不登校等の様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者については、夜間中学において、それぞれの収容能力に応じて、可能な限り受け入れることが期待される。

未就学、未就労の者は社会とのつながりが希薄になることでますます社会的自立が困難になっていく。そのため、中学校卒業段階や高等学校等の中途退学段階において進路が明らかでない又は進学も就職も予定していない生徒に対しては、生徒の社会とのつながりを絶やさないため、また、保護者を支援する観点からも、保護者の了解を得た上で「子ども・若者総合相談センター」や「地域若者サポートステーション」など青少年担当部局や福祉・労働担当部局などにつなぐことで、引き続き、社会的自立を促す支援をしていく必要がある。また、中学校卒業生や中途退学者が進路相談に訪れた際には、青少年担当部局や福祉・労働担当部局のパンフレットなど相談機関に関する情報提供を行うなど適切な対応が必要である。

### (参考資料)

参考資料(19)義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)

参考資料(20)「入学希望既卒者」の夜間中学への入学許可フロー

## 第7章 教育委員会に求められる役割

### 1 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要である。

例えば、児童生徒が連続して欠席している等、不登校傾向が見られた場合には、各学校が速やかに市町村教育委員会へ報告し、それを受けて市町村教育委員会が学校の指導計画づくりを支援するなど、早期の把握と対応について学校や教育行政関係者の意識を高める取組もある。教育委員会においては、所管の学校に対して、「児童生徒理解・教育支援シート」の積極的な活用を促し、その効果検証を実施することが重要である。その際、このような取組を推進するためにはコーディネーターとしての役割を果たす教員の存在が重要であることから、生徒指導のための人的措置の充実が効果的である。

### 2 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備

教育委員会においては、まず、不登校に対する正しい認識の下に、適切な取組が各学校において行われるよう方針を立て、指導することが求められている。

#### (1) 教員の資質向上

教育委員会においては、従来、教員の採用・研修を通じて、その資質の向上に取り組んでいるところであるが、こうした取組は各教員の不登校への適切な対応に資する重要な取組である。

従来、教員が備えるべき資質能力については、例えば使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力等が繰り返し提言されてきたところであり、教員の養成・採用・研修を通じてこれら不易の能力を備えた教員が求められる。初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修や生徒指導、教育相談、いじめ等の専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要である。なお、視野を広げたり、知識・能力の専門性を高めたりするためには、様々な機関や施設等へ教員を派遣する長期研修の推進も重要である。例えば、関係機関との連携を推進する観点からは、児童相談所などへの長期派遣研修を積極的に進めることも意義あることと考えられる。また、教員の現職教育の機会を提供している大学・大学院との連携を図り、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図っていくことも重要である。なお、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等は、それぞれ心理や福祉の専門家であるが、それぞれの専門性と

連動した学校教育への理解が必要となってくることから、そのような観点からの研修の充実も重要である。

また、学校に通う児童生徒の現状が多様化していること等を踏まえれば、例えば、教員を目指す学生が、教育支援センターやフリースクールなどの教育支援機関や児童養護施設等において一定期間利用者と交流を行うことも有効な取組だと考えられる。

#### (2) きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要である。また、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校等の間の連携を推進するため、異なる校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要である。

また、不登校児童生徒が多く在籍する学校については、効果的かつ計画的な人的措置に努める必要がある。そのためにも、日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も校内指導体制の確立、家庭や関係機関との連携の強化等に向け、この措置が効果的に活用されているか等のフォローアップを十分に行うことが必要である。

#### (3) 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭は学級担任の次に児童生徒に日常的に接していることから、養護教諭が教育相談において果たす役割は非常に大きい。特に大規模校や不登校児童生徒が多い学校などにおける養護教諭の複数配置や研修機会の充実を進めていくことは重要である。さらに、保健室、相談室や学校図書館は、不登校傾向の児童生徒や学校復帰の際の居場所として活用されているため、保健室、相談室や学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要である。

#### (4) 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合等には、市町村教育委員会においては、保護者等の意向を踏まえつつ、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要である。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合には、出席停止措置を講じるなど、き然とした対応をする必要がある。

#### (5) 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数などが中学校 1 年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中一ギャップ」が指摘されている。

このような児童生徒の状況に応じて、中学校への進学に際して、生徒が体感する段差に配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために小中一貫教育が取り組まれ、

国の実態調査において、不登校の減少を始めとした顕著な成果が認められている。

こうした成果を踏まえ、小中一貫教育を行う新たな学校の種類である義務教育学校を制度化する学校教育法改正により、設置者の判断により学校段階間の接続の改善に取り組みやすい環境が整備された。今後、義務教育学校や、それに準じて小中一貫教育を施す中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校等において、例えば4・3・2や5・4など小学校段階と中学校段階の間に意図的な移行期間を設けたり、9年間を見通して予防的な生徒指導を充実させたりすること等により、不登校を未然に防止する取組を推進することが重要である。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校対策の取組の中には、既存の小中連携でも活用が可能なものもあることから、そうした事例を広く普及させることが必要である。

なお、中学校1年生で不登校児童生徒が増えることは事実だが、中学校2年生や中学校3年生でも不登校児童生徒は増加している。小学校6年生と中学校1年生の間の接続を円滑にする取組だけに終わることなく、義務教育9年間全体での取組を充実させることが重要であり、「中一ギャップ」というよりは、「小中ギャップ」として捉えて支援策を講じることの方が適切な場合もあるものと考えられる。

### 3 アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様化、複雑化しているため、その支援の在り方を検討する上で、初期の段階での適切なアセスメントを行うことは極めて重要である。そのためには、児童生徒の状態によって、心理や福祉の専門家の協力を得る必要がある。教育委員会においては、アセスメントが適切に行われるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など、学校をサポートしていく体制整備を検討していく必要がある。その際、第4章でも記述しているが教育支援センターの機能強化を図り、そうした役割を担わせることも考えられる。

### 4 学校外の公的機関等の整備充実

不登校は特定の児童生徒にのみ起こるものでなく、どの児童生徒にも起こり得るものであることから、「平成15年報告」の別添1「適応指導教室の整備指針（試案）」を参考として、引き続き、教育支援センターの整備促進を図ることが必要である。財源や人材の確保が困難な場合にあっても、近隣の既設の教育支援センターとの連携や官民協働型による教育支援センターの設置、訪問型支援や学習機会確保の支援などにより、不登校となった児童生徒に対して何らかの支援ができる体制を構築していくことが必要である。

## 5 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対して、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関する情報提供や相談対応を行うなど保護者に寄り添った支援の充実が求められる。

また、引きこもりがちな不登校児童生徒の家庭に対して、訪問型支援が不登校対策の面で成果を上げている事例もみられることから、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する支援を積極的に推進することが重要である。その際、教育委員会には、学校やスクールソーシャルワーカー、保健・福祉機関が十分に連携して、不登校児童生徒の家庭に対する支援ができるようにコーディネートすることが求められ、連携した支援の在り方として家庭教育支援チーム等の枠組みを活用することも考えられる。

## 6 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に福祉・保健・医療・労働分野の部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要がある。

教育支援センターには、学校外における不登校児童生徒の支援の中核となることが期待される。地域においては支援の中核となる教育支援センターや教育センターなどが、学校や他の小規模な教育支援センター、児童相談所、警察、病院、ハローワーク等の関係機関、更には民間施設やNPO、家庭教育支援チーム等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要である。

さらに、全国的な見地では、全国適応指導教室連絡協議会などの連絡協議会において、全国の教育支援センターの知見や技能に関する情報が集約され、各地域に還元されることで、不登校児童生徒への効果的な支援の在り方が全国で共有され、支援の質が確保されることが重要である。

# 第8章 国に求められる役割

## 1 不登校児童生徒支援のための体制構築に関する支援

(教員及び外部専門家の配置)

不登校の要因や背景が多様化・複雑化する中で、一人一人の児童生徒の健全な成長を促す教育活動の根幹を担う教職員の指導体制及び不登校児童生徒への支援体制を充実するためには、児童生徒支援の中心的な役割を担う教員の確保を含めた教職員定数の充実が不可欠である。

また、心理の専門家としてのスクールカウンセラーは、平成31年度までに全公立小中学校に、福祉の専門家としてのスクールソーシャルワーカーは、平成31年度ま

でに全ての中学校区に配置することが適切である。加えて、家庭教育支援チーム等の設置促進を図る必要がある。

(不登校特例校の設置促進)

また、不登校特例校制度の活用を推進するためには、都道府県が不登校特例校を設置する場合にも、市町村が設置する場合と同様の支援が国から受けられるよう、制度の見直しを検討することが必要である。

(ICTを活用した学習機会の確保)

国は、通知で示した内容や事例等について引き続き学校関係者に周知を図るとともに、取扱いの実態や課題等を把握することが必要である。また、例えば、学校関係者が、不登校児童生徒に対して、学習支援につながる情報等をICT等を活用して積極的に発信することも考えられる。

このような現行制度内で行うことができるICTを活用した取組については、国の通知の発出等によりそれを明確化することが考えられるほか、現場のニーズを施策に的確に生かしていくための調査研究等を行っていくことが考えられる。

さらに、既存のICT教材や新しく開発されたもの等、ICTに係る情報配信などを行っていくことも必要である。

(教育支援センターの設置促進及び機能強化)

国においては、教育支援センターが設置されていない地域への設置促進や訪問型支援などの教育支援センターの機能強化に関するモデル事業の実施や、入所している児童生徒へのカウンセリングなどを充実させるため、教育支援センターへのスクールカウンセラー配置に関する自治体への財政支援を行っている。教育支援センターのなお一層の設置促進及び機能強化を図る必要があるため、引き続きモデル事業及び財政支援を実施することが適切である。

## 2 不登校の実態把握

不登校の背景には、様々な事情があるため、その実態を詳細に把握し、不登校に関する施策の効果を検証することが必要である。国では、不登校経験者を対象に不登校当時の状況、心境、必要とした支援や現在の状況、心境、必要な支援等に関する追跡調査として、平成5年度及び平成18年度に不登校実態調査を実施し、不登校児童生徒への必要な支援の在り方等の検討に資する資料を収集してきた。今後とも国において不登校経験者に対する追跡調査を実施する必要がある。例えば小学校高学年から高等学校入学後までの5年程度の追跡調査の実施について検討を行う必要がある。

## 3 不登校への取組に関する全国の情報収集・情報提供

国は、教育委員会等において取り組まれている効果的な施策や実践事例に関する情報収集や情報提供を行い、教育委員会等の不登校への取組が充実したものとなり、学校の

指導方法がより一層改善されるよう支援することが必要である。例えば、不登校児童生徒数の割合が大きく低下している地方公共団体が、どのような取組を通じて不登校児童生徒への支援を実施しているのかという先進事例について収集・分析し、全国に対して情報提供することが必要である。

## 4 関係省庁との連携

国においては、教育委員会等が不登校児童生徒への支援に関し、関係機関との連携をスムーズに行えるよう、文部科学省が主体となり、青少年行政を始めとして、保健・福祉・医療・労働行政等を担当する内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省などの関係省庁と積極的に連携協力をする必要がある。

## 5 不登校施策の改善へ向けた不断の取組

不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、不登校施策の改善のための不断の取組をすることが求められている。

当面、本報告書にも記述している教員の資質向上や適切な教員等の配置による指導体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実等に引き続き努める必要がある。また、本報告書において重点方策として「児童生徒理解・教育支援シート」の普及、教育支援センターの設置促進・機能強化の取組への支援、既存の学校になじめない児童生徒に対する多様な教育機会の確保が図られるよう、必要な施策を行うことが求められる。

## おわりに

不登校への取組については、不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指し、一人一人の不登校に至った状況を受け入れ、共感し、寄り添い、その児童生徒にとって「最善の利益」が何であるのかという視点に立ち、真剣に考えなければならない。

児童生徒の可能性を信じ、一人一人の能力・適性、興味・関心等に応じた柔軟な教育を施し、長い目で児童生徒を支え見守ることが大切である。また、保護者の方々におかれても、一人で悩まずに、まずは、教育機関・医療機関・福祉機関などに不安や悩みを伝えていただきたい。その行動が、不登校児童生徒や家庭を取り巻く様々な機関を動かし、児童生徒の能力を最大限に伸ばす支援につながることになる。

## 資 料

- 1 不登校に関する調査研究協力者会議について
- 2 不登校に関する調査研究協力者会議委員
- 3 不登校に関する調査研究協力者会議の審議経過

## 不登校に関する調査研究協力者会議について

平成 27 年 1 月 27 日  
初等中等教育局長決定  
平成 28 年 3 月 31 日  
一部改正

## 1. 趣旨

不登校児童生徒に対する支援の現状と課題を検証し、学校及び学校外における不登校児童生徒への支援の改善充実を図る観点から、総合的な不登校施策について検討を行う。

## 2. 検討事項

- (1) 不登校児童生徒の実情の把握・分析
- (2) 学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策
- (3) 学校外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策
- (4) その他不登校に関連する施策の現状と課題

## 3. 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て検討を行う。
- (2) 会議に座長を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

## 4. 設置期間

平成 27 年 1 月 27 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日

## 5. 庶務

会議に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

## 不登校に関する調査研究協力者会議委員

- 安藤大作 (日本 P T A 全国協議会相談役)  
石川悦子 (東京臨床心理士会副会長・こども教育宝仙大学こども教育学部教授)  
伊藤美奈子 (奈良女子大学大学院生活環境科学系教授)  
大場充 (東京都西部学校経営支援センター支所担当課長)  
角川歴彦 (株式会社 K A D O K A W A 取締役会長)  
木嶋晴代 (千葉県市原市立双葉中学校養護教諭・全国養護教諭連絡協議会会長)  
斎藤環 (筑波大学医学医療系社会精神保健学教授)  
齋藤真人 (学校法人立花学園立花高等学校理事長・校長)  
齋藤宗明 (公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団代表理事・副理事長)  
笹森洋樹 (国立特別支援教育総合研究所総括研究員)  
高野敬三 (明海大学副学長)  
中邑賢龍 (東京大学先端科学技術研究センター教授  
・「異才発掘プロジェクト ROCKET」プロジェクト・ディレクター)  
成瀬龍夫 (京都市立向島二の丸小学校長)  
○野田正人 (立命館大学産業社会学部教授)  
藤崎育子 (開善塾教育相談研究所所長・埼玉県教育委員会委員長職務代理)  
◎森田洋司 (鳴門教育大学特任教授・日本生徒指導学会会長)  
森敬之 (名古屋市子ども適応相談センター所長・全国適応指導教室連絡協議会会長)  
山川時彦 (埼玉県越谷市立富士中学校長)
- ◎座長      ○副座長

(五十音順 敬称略)  
(平成 28 年 4 月 1 日現在)

## 不登校に関する調査研究協力者会議の審議経過

- 第1回 平成27年2月10日（火）  
○不登校の現状と施策の概要について  
○事例発表  
○調査について
- 第2回 平成27年2月23日（月）  
○不登校児童生徒に対する支援の改善充実について  
○既存の学校になじめない子供に対する支援の仕組みについて  
○不登校児童生徒への初期段階での支援について
- 第3回 平成27年3月25日（水）  
○事例発表  
○教育支援センター（適応指導教室）等の調査について
- 第4回 平成27年4月14日（火）  
○事例発表
- 第5回 平成27年4月21日（火）  
○事例発表  
○不登校の支援策について
- 第6回 平成27年5月20日（水）  
○不登校の支援策について
- 第7回 平成27年6月26日（金）  
○不登校児童生徒への支援に関する中間報告〈素案〉について  
○教育支援センターの実態調査について
- 第8回 平成27年8月26日（水）  
○不登校児童生徒への支援に関する中間報告〈案〉について  
○教育支援センター（適応指導教室）の実態調査結果について
- 第9回 平成27年10月28日（水）  
○取組事例発表  
○不登校での重大事態の調査に係る指針について  
○児童生徒理解・教育支援シートマニュアルについて  
○概算要求について  
○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

第10回 平成27年12月16日（水）

- 取組事例発表
- 不登校での重大事態の調査に係る指針について
- 中間報告に関する意見募集の結果について
- 不登校特例校に関するアンケートについて

第11回 平成28年1月27日（水）

- 不登校での重大事態の調査に係る指針について
- 不登校児童生徒への支援策について

第12回 平成28年2月26日（金）

- 不登校での重大事態の調査に係る指針について
- 不登校児童生徒への支援策について

第13回 平成28年3月11日（金）

- 児童生徒理解・教育支援シートマニュアルについて
- 不登校児童生徒への支援策について

第14回 平成28年6月29日（水）

- 「不登校特例校に関する実態調査」結果について
- 不登校児童生徒への支援策について

取扱注意

# 児童生徒理解・教育支援シート（試案）

(小)

(中)

(高)

児童生徒名

分類番号

# 児童生徒理解・教育支援シート(共通シート)

作成日:平成〇年〇月〇日

作成者 HO(記入者名) 追記者 HO(記入者名)／HO(記入者名)／…

名前(よみがな)	性別	生年月日

○学年別欠席日数等	追記日→	○/○												
年度														
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	
出席しなければならない日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の出席扱い														
①教育支援センター														
②教育委員会所管の機関(①除く。)														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所、精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥民間団体、民間施設														
⑦その他の機関等														
⑧IT等の活用														

○支援を継続する上での基本的な情報

特記事項(本人の強み、アセスメントの情報等)

○家族関係

特記事項(生育歴、本人を取り巻く状況(家族の状況も含む。)、作成日以降の変化等)

備考欄

# 児童生徒理解・教育支援シート(学年別シート)

担任名 \_\_\_\_\_

作成日 平成〇年〇月〇日 \_\_\_\_\_

作成者 \_\_\_\_\_ 追記者 〇/〇(記入者名)、〇/〇(記入者名)、…

管理職名 \_\_\_\_\_

名前	性別	学校名	学年	学級

○支援チーム(校内・校外)

○月別欠席状況等	※追記日→													
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならない日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
累積欠席日数														
欠席日数(出席扱いを含む)														
指導要録上の出席扱い														
①教育支援センター														
②教育委員会所管の機関(①除く。)														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所、精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥民間団体、民間施設														
⑦その他の機関等														
⑧IT等の活用														

○不登校(継続)の理由

○本人の状況・意向

1学期	2学期	3学期

○保護者の状況・意向

1学期	2学期	3学期

○具体的な支援方針

	目標	具体的な支援内容		経過・評価
		学校	関係機関	
1学期	〇月〇日			
2学期	〇月〇日			
3学期	〇月〇日			

○次年度への引継事項(支援・指導の参考となるエピソード等も含め、多様な視点で記入)

# 児童生徒理解・教育支援シート(ケース会議・検討会等記録)

日付

記録者

学年・組	名前	参加者・機関名

○本人の意向

--

○保護者の意向

--

○関係機関からの情報

--

○支援状況

支援目標		
機関・分掌ごとの役割分担	短期目標	経過・評価

○確認・同意事項

--

○特記事項

--

## 不登校児童生徒への支援に関する最終報告 別添資料

No	資 料	頁
(1)	相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移	1
(2)	「不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化」について	9
(3)	学校外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒数（教育支援センター・民間施設を抜粋）	10
(4)	自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移	10
(5)	小・中学校の不登校児童生徒の状況	11
(6)	学年別不登校児童生徒数の推移	12
(7)	不登校となったきっかけと考えられる状況の推移	13
(8)	「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置の推移	21
(9)	平成18年度における「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置	22
(10)	「平成18年度不登校実態調査」の進学・就学・就業状況について	23
(11)	「平成18年度不登校実態調査」の「不登校のきっかけ」と「不登校の継続理由」との相関	24
(12)	「平成18年度不登校実態調査」の不登校の類型化について	25
(13)	児童相談所での児童虐待相談対応件数	27
(14)	教育支援センター設置数及び利用状況	28
(15)	不登校児童生徒の支援に関する国の事業等	29
(16)	学校における教育相談体制の充実に向けて	30
(17)	スクールカウンセラー等配置か箇所数、予算額の推移	31
(18)	スクールソーシャルワーカーの配置状況について	32
(19)	義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）	33
(20)	「入学希望既卒者」の夜間中学への入学許可フロー	36

(1) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移

① 国公立計

(人)

26年度		小学校				中学校				
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	22年度	2,432	1,754	1,316	23	11,350	9,780	3,910	347
		23年度	2,505	1,710	1,357	33	10,861	9,052	3,962	331
		24年度	2,393	1,660	1,341	34	10,777	9,242	4,025	265
		25年度	2,649	1,856	1,475	36	11,661	9,944	4,212	321
		26年度	2,808	1,943	1,534	23	12,111	10,389	4,166	314
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	22年度	3,024	942	663	9	4,724	2,297	1,023	51
		23年度	3,011	889	655	7	4,810	2,302	1,136	29
		24年度	2,689	812	637	2	4,465	2,130	1,044	47
		25年度	2,917	876	667	13	4,716	2,215	1,022	34
		26年度	3,210	894	669	5	4,779	2,211	997	23
	③児童相談所・福祉事務所	22年度	1,767	310	231	2	4,180	1,063	672	7
		23年度	1,848	256	198	5	4,266	1,011	655	8
		24年度	1,604	260	208	4	3,820	890	607	8
		25年度	1,835	270	219	1	3,827	898	580	3
		26年度	1,920	243	190	4	3,782	916	590	5
	④保健所, 精神保健福祉センター	22年度	206	28	18	0	443	71	49	7
		23年度	217	22	16	0	376	38	31	1
		24年度	217	24	17	0	361	48	42	2
		25年度	210	14	12	0	377	45	36	0
		26年度	239	21	17	0	347	34	27	0
	⑤病院, 診療所	22年度	2,591	266	200	6	7,051	559	340	10
		23年度	2,624	264	210	2	7,240	608	403	10
		24年度	2,280	229	186	2	6,314	530	353	10
		25年度	2,898	263	211	1	7,286	568	372	5
		26年度	3,118	233	197	6	7,716	653	389	5
	⑥民間団体, 民間施設	22年度	520	156	137	19	1,347	701	483	69
		23年度	526	134	122	17	1,310	577	445	64
		24年度	503	138	124	19	1,179	549	443	70
25年度		650	198	176	19	1,395	671	519	69	
26年度		725	215	184	22	1,384	667	501	71	
⑦上記以外の機関等	22年度	411	88	58	5	1,291	264	157	12	
	23年度	458	59	52	3	1,370	288	169	7	
	24年度	395	54	49	2	1,178	223	155	7	
	25年度	530	69	60	2	1,253	248	148	8	
	26年度	516	77	63	2	1,235	225	152	5	
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	22年度	8,930	3,141	2,181	62	27,616	13,862	5,048	489	
	23年度	9,081	3,003	2,155	63	27,316	12,994	5,148	436	
	24年度	8,209	2,795	2,143	61	25,274	12,731	5,110	395	
	25年度	9,332	3,157	2,314	68	27,068	13,704	5,327	420	
	26年度	9,971	3,247	2,373	62	28,085	14,207	5,292	411	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	22年度	5,509	—	—	—	19,404	—	—	—
		23年度	5,406	—	—	—	18,004	—	—	—
		24年度	5,042	—	—	—	18,121	—	—	—
		25年度	5,690	—	—	—	18,719	—	—	—
		26年度	6,341	—	—	—	18,913	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数	22年度	8,147	—	—	—	36,861	—	—	—
		23年度	8,796	—	—	—	35,578	—	—	—
		24年度	8,447	—	—	—	34,274	—	—	—
		25年度	9,837	—	—	—	36,194	—	—	—
		26年度	10,825	—	—	—	36,801	—	—	—
	(2)上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	22年度	11,217	—	—	—	46,390	—	—	—
		23年度	11,655	—	—	—	45,028	—	—	—
		24年度	11,159	—	—	—	44,110	—	—	—
25年度		12,720	—	—	—	46,204	—	—	—	
26年度		13,735	—	—	—	46,177	—	—	—	
(3)上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	22年度	6,450	—	—	—	34,874	—	—	—	
	23年度	5,727	—	—	—	31,175	—	—	—	
	24年度	5,144	—	—	—	28,404	—	—	—	
	25年度	5,732	—	—	—	28,860	—	—	—	
	26年度	5,816	—	—	—	28,829	—	—	—	

26年度		合計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数 (A)						(B)/(A)
		不登校児童生徒数における割合 (A)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数 (B)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数			
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	22年度	13,782	11.5%	11,534	5,226	370	83.7%
		23年度	13,366	11.4%	10,762	5,319	364	80.5%
		24年度	13,170	11.7%	10,902	5,366	299	82.8%
		25年度	14,310	12.0%	11,800	5,687	357	82.5%
		26年度	14,919	12.1%	12,332	5,700	337	82.7%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関 (①を除く)	22年度	7,748	6.5%	3,239	1,686	60	41.8%
		23年度	7,821	6.7%	3,191	1,791	36	40.8%
		24年度	7,154	6.3%	2,942	1,681	49	41.1%
		25年度	7,633	6.4%	3,091	1,689	47	40.5%
		26年度	7,989	6.5%	3,105	1,666	28	38.9%
	③児童相談所・福祉事務所	22年度	5,947	5.0%	1,373	903	9	23.1%
		23年度	6,114	5.2%	1,267	853	13	20.7%
		24年度	5,424	4.8%	1,150	815	12	21.2%
		25年度	5,662	4.7%	1,168	799	4	20.6%
		26年度	5,702	4.6%	1,159	780	9	20.3%
	④保健所, 精神保健福祉センター	22年度	649	0.5%	99	67	7	15.3%
		23年度	593	0.5%	60	47	1	10.1%
		24年度	578	0.5%	72	59	2	12.5%
		25年度	587	0.5%	59	48	0	10.1%
		26年度	586	0.5%	55	44	0	9.4%
	⑤病院, 診療所	22年度	9,642	8.0%	825	540	16	8.6%
		23年度	9,864	8.4%	872	613	12	8.8%
		24年度	8,594	7.6%	759	539	12	8.8%
		25年度	10,184	8.5%	831	583	6	8.2%
		26年度	10,834	8.8%	886	586	11	8.2%
	⑥民間団体, 民間施設	22年度	1,867	1.6%	857	620	88	45.9%
		23年度	1,836	1.6%	711	567	81	38.7%
		24年度	1,682	1.5%	687	567	89	40.8%
25年度		2,045	1.7%	869	695	88	42.5%	
26年度		2,109	1.7%	882	685	93	41.8%	
⑦上記以外の機関等	22年度	1,702	1.4%	352	215	17	20.7%	
	23年度	1,828	1.6%	347	221	10	19.0%	
	24年度	1,573	1.4%	277	204	9	17.6%	
	25年度	1,783	1.5%	317	208	10	17.8%	
	26年度	1,751	1.4%	302	215	7	17.2%	
(1) 上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数 (措置をとった学校実数)	22年度	36,546	30.5%	17,003	7,229	551	46.5%	
	23年度	36,397	31.0%	15,997	7,303	499	44.0%	
	24年度	33,483	29.7%	15,526	7,253	456	46.4%	
	25年度	36,400	30.4%	16,861	7,641	488	46.3%	
	26年度	38,056	31.0%	17,454	7,665	473	45.9%	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	22年度	24,913	20.8%	—	—	—	—
		23年度	23,410	19.9%	—	—	—	—
		24年度	23,163	20.6%	—	—	—	—
		25年度	24,409	20.4%	—	—	—	—
		26年度	25,254	20.5%	—	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	22年度	45,008	37.6%	—	—	—	—
		23年度	44,374	37.8%	—	—	—	—
		24年度	42,721	37.9%	—	—	—	—
		25年度	46,031	38.5%	—	—	—	—
		26年度	47,626	38.8%	—	—	—	—
	(2) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	22年度	57,607	48.1%	—	—	—	—
		23年度	56,683	48.3%	—	—	—	—
		24年度	55,269	49.0%	—	—	—	—
25年度		58,924	49.3%	—	—	—	—	
26年度		59,912	48.7%	—	—	—	—	
(3) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	22年度	41,324	34.5%	—	—	—	—	
	23年度	36,902	31.4%	—	—	—	—	
	24年度	33,548	29.8%	—	—	—	—	
	25年度	34,592	28.9%	—	—	—	—	
	26年度	34,645	28.2%	—	—	—	—	

(注) ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

② 国立

(人)

26年度	小学校				中学校					
	学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数					
	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数			
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	22年度	2	1	1	0	17	12	3	0
		23年度	4	3	3	0	19	16	8	0
		24年度	4	1	1	0	21	21	12	0
		25年度	3	1	1	0	29	25	16	0
		26年度	5	4	3	0	19	16	11	0
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関 (①を除く)	22年度	4	1	1	0	8	6	3	0
		23年度	4	3	2	0	13	7	5	0
		24年度	8	3	3	0	11	7	6	0
		25年度	4	2	2	0	11	6	6	0
		26年度	3	1	1	0	6	4	4	0
	③児童相談所・福祉事務所	22年度	0	0	0	0	7	3	2	0
		23年度	0	0	0	0	4	3	3	0
		24年度	6	1	1	0	3	2	2	0
		25年度	5	1	1	0	5	1	1	0
		26年度	3	0	0	0	8	1	1	0
	④保健所，精神保健福祉センター	22年度	1	0	0	0	6	1	1	0
		23年度	0	0	0	0	5	0	0	0
		24年度	1	0	0	0	2	2	1	0
		25年度	0	0	0	0	4	4	1	0
		26年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤病院，診療所	22年度	2	0	0	0	3	2	2	0
		23年度	11	0	0	0	60	2	2	0
		24年度	7	2	2	0	33	6	2	0
		25年度	15	0	0	0	47	1	1	0
		26年度	11	1	1	0	42	3	3	0
	⑥民間団体，民間施設	22年度	7	1	1	0	28	6	4	1
		23年度	0	0	0	0	5	2	2	0
		24年度	1	0	0	0	7	5	5	0
25年度		1	0	0	0	4	2	2	0	
26年度		3	0	0	0	8	7	7	2	
⑦上記以外の機関等	22年度	4	0	0	0	7	4	2	0	
	23年度	5	0	0	0	4	1	1	0	
	24年度	0	0	0	0	2	1	1	0	
	25年度	3	0	0	0	1	0	0	0	
	26年度	2	0	0	0	1	1	1	0	
(1)上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数 (措置をとった学校実数)	22年度	18	2	2	0	67	29	12	1	
	23年度	21	6	5	0	103	31	17	0	
	24年度	17	5	5	0	71	43	23	0	
	25年度	24	3	3	0	93	37	21	0	
	26年度	20	5	4	0	77	30	23	2	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	22年度	17	—	—	—	107	—	—	—
		23年度	32	—	—	—	141	—	—	—
		24年度	25	—	—	—	110	—	—	—
		25年度	17	—	—	—	99	—	—	—
		26年度	24	—	—	—	81	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	22年度	27	—	—	—	150	—	—	—
		23年度	40	—	—	—	163	—	—	—
		24年度	39	—	—	—	144	—	—	—
		25年度	39	—	—	—	173	—	—	—
		26年度	39	—	—	—	150	—	—	—
	(2)上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	22年度	36	—	—	—	198	—	—	—
		23年度	50	—	—	—	233	—	—	—
		24年度	46	—	—	—	189	—	—	—
25年度		45	—	—	—	213	—	—	—	
26年度		43	—	—	—	179	—	—	—	
(3)上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	22年度	8	—	—	—	51	—	—	—	
	23年度	5	—	—	—	34	—	—	—	
	24年度	6	—	—	—	32	—	—	—	
	25年度	17	—	—	—	39	—	—	—	
	26年度	9	—	—	—	81	—	—	—	

26年度		合計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数 (A)						
		不登校児童生徒数における(A)の割合	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数	(B)/(A)		
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	22年度	19	5.6%	13	4	0	68.4%
		23年度	23	6.3%	19	11	0	82.6%
		24年度	25	7.7%	22	13	0	88.0%
		25年度	32	8.8%	26	17	0	81.3%
		26年度	24	6.7%	20	14	0	83.3%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	22年度	12	3.5%	7	4	0	58.3%
		23年度	17	4.6%	10	7	0	58.8%
		24年度	19	5.8%	10	9	0	52.6%
		25年度	15	4.1%	8	8	0	53.3%
		26年度	9	2.5%	5	5	0	55.6%
	③児童相談所・福祉事務所	22年度	7	2.1%	3	2	0	42.9%
		23年度	4	1.1%	3	3	0	75.0%
		24年度	9	2.8%	3	3	0	33.3%
		25年度	10	2.8%	2	2	0	20.0%
		26年度	11	3.1%	1	1	0	9.1%
	④保健所, 精神保健福祉センター	22年度	7	2.1%	1	1	0	14.3%
		23年度	5	1.4%	0	0	0	0.0%
		24年度	3	0.9%	2	1	0	66.7%
		25年度	4	1.1%	4	1	0	100.0%
		26年度	0	0.0%	0	0	0	0.0%
	⑤病院, 診療所	22年度	35	10.3%	7	5	1	20.0%
		23年度	71	19.3%	2	2	0	2.8%
		24年度	40	12.3%	8	4	0	20.0%
		25年度	62	17.1%	1	1	0	1.6%
		26年度	53	14.8%	4	4	0	7.5%
	⑥民間団体, 民間施設	22年度	5	1.5%	2	2	0	40.0%
		23年度	5	1.4%	2	2	0	40.0%
		24年度	8	2.5%	5	5	0	62.5%
25年度		5	1.4%	2	2	0	40.0%	
26年度		11	3.1%	7	7	2	63.6%	
⑦上記以外の機関等	22年度	11	3.2%	4	2	0	36.4%	
	23年度	9	2.4%	1	1	0	11.1%	
	24年度	2	0.6%	1	1	0	50.0%	
	25年度	4	1.1%	0	0	0	0.0%	
	26年度	3	0.8%	1	1	0	33.3%	
(1) 上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	22年度	85	25.0%	31	14	1	36.5%	
	23年度	124	33.7%	37	22	0	29.8%	
	24年度	88	27.0%	48	28	0	54.5%	
	25年度	117	32.3%	40	24	0	34.2%	
	26年度	97	27.1%	35	27	2	36.1%	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	22年度	124	36.5%	—	—	—	—
		23年度	173	47.0%	—	—	—	—
		24年度	135	41.4%	—	—	—	—
		25年度	116	32.0%	—	—	—	—
		26年度	105	29.3%	—	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	22年度	177	52.1%	—	—	—	—
		23年度	203	55.2%	—	—	—	—
		24年度	183	56.1%	—	—	—	—
		25年度	212	58.6%	—	—	—	—
		26年度	189	52.8%	—	—	—	—
	(2) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	22年度	234	68.8%	—	—	—	—
		23年度	283	76.9%	—	—	—	—
		24年度	235	72.1%	—	—	—	—
		25年度	258	71.3%	—	—	—	—
		26年度	222	62.0%	—	—	—	—
(3) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	22年度	59	17.4%	—	—	—	—	
	23年度	39	10.6%	—	—	—	—	
	24年度	38	11.7%	—	—	—	—	
	25年度	56	15.5%	—	—	—	—	
	26年度	90	25.1%	—	—	—	—	

(注) ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

③ 公立

(人)

26年度		小学校				中学校				
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数		
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	22年度	2,422	1,751	1,313	23	11,216	9,724	3,881	347
		23年度	2,490	1,703	1,350	33	10,763	9,006	3,927	331
		24年度	2,381	1,655	1,336	34	10,654	9,192	3,989	264
		25年度	2,639	1,854	1,473	36	11,535	9,874	4,165	318
	26年度	2,793	1,937	1,529	23	11,994	10,327	4,119	311	
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(①を除く)	22年度	3,018	940	661	9	4,661	2,280	1,013	51
		23年度	3,000	884	651	7	4,753	2,277	1,120	29
		24年度	2,678	807	632	2	4,390	2,105	1,027	46
		25年度	2,907	874	665	13	4,632	2,192	1,002	33
	26年度	3,203	892	667	5	4,706	2,192	981	22	
③児童相談所・福祉事務所	22年度	1,762	310	231	2	4,124	1,053	664	7	
	23年度	1,842	256	198	5	4,224	1,007	651	8	
	24年度	1,592	256	204	4	3,779	885	602	8	
	25年度	1,826	269	218	1	3,769	895	577	3	
26年度	1,909	243	190	4	3,712	913	587	5		
④保健所, 精神保健福祉センター	22年度	205	28	18	0	419	68	47	7	
	23年度	217	22	16	0	342	36	29	1	
	24年度	216	24	17	0	343	43	40	2	
	25年度	210	14	12	0	360	40	34	0	
26年度	239	21	17	0	328	33	26	0		
⑤病院, 診療所	22年度	2,565	263	197	6	6,356	530	323	8	
	23年度	2,590	263	209	2	6,515	571	385	10	
	24年度	2,254	225	183	2	5,628	499	336	10	
	25年度	2,869	262	210	1	6,468	540	355	4	
26年度	3,081	232	196	6	6,909	619	374	5		
⑥民間団体, 民間施設	22年度	512	153	134	18	1,239	677	469	68	
	23年度	523	132	120	17	1,210	562	432	64	
	24年度	499	136	122	19	1,104	526	425	69	
	25年度	640	196	174	19	1,286	645	499	67	
26年度	709	213	182	22	1,281	639	479	65		
⑦上記以外の機関等	22年度	405	87	57	5	1,254	253	153	12	
	23年度	450	59	52	3	1,336	286	167	7	
	24年度	393	53	48	2	1,159	220	152	7	
	25年度	526	69	60	2	1,222	248	148	8	
26年度	513	77	63	2	1,184	223	150	5		
(1) 上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数(措置をとった学校実数)	22年度	8,874	3,132	2,172	61	26,546	13,719	4,974	485	
	23年度	9,014	2,988	2,143	63	26,276	12,869	5,073	436	
	24年度	8,156	2,779	2,128	61	24,284	12,595	5,027	392	
	25年度	9,272	3,150	2,307	68	25,910	13,563	5,238	413	
26年度	9,895	3,237	2,364	62	26,923	14,061	5,197	401		
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	22年度	5,460	—	—	—	18,708	—	—	—
		23年度	5,345	—	—	—	17,324	—	—	—
		24年度	4,974	—	—	—	17,432	—	—	—
		25年度	5,636	—	—	—	17,933	—	—	—
	26年度	6,281	—	—	—	17,983	—	—	—	
	⑨スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数	22年度	8,080	—	—	—	35,404	—	—	—
		23年度	8,707	—	—	—	34,011	—	—	—
		24年度	8,354	—	—	—	32,519	—	—	—
		25年度	9,741	—	—	—	34,279	—	—	—
	26年度	10,700	—	—	—	34,724	—	—	—	
(2) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	22年度	11,121	—	—	—	44,579	—	—	—	
	23年度	11,539	—	—	—	43,138	—	—	—	
	24年度	11,038	—	—	—	42,106	—	—	—	
	25年度	12,601	—	—	—	43,965	—	—	—	
26年度	13,594	—	—	—	43,796	—	—	—		
(3) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	22年度	6,422	—	—	—	34,054	—	—	—	
	23年度	5,704	—	—	—	30,452	—	—	—	
	24年度	5,115	—	—	—	27,787	—	—	—	
	25年度	5,681	—	—	—	28,110	—	—	—	
26年度	5,780	—	—	—	28,027	—	—	—		

26年度		合計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数 (A)						
		不登校児童生徒数における(A)の割合	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数	(B)/(A)		
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	22年度	13,638	11.7%	11,475	5,194	370	84.1%
		23年度	13,253	11.6%	10,709	5,277	364	80.8%
		24年度	13,035	11.9%	10,847	5,325	298	83.2%
		25年度	14,174	12.2%	11,728	5,638	354	82.7%
		26年度	14,787	12.4%	11,856	4,142	334	80.2%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関 (①を除く)	22年度	7,679	6.6%	3,220	1,674	60	41.9%
		23年度	7,753	6.8%	3,161	1,771	36	40.8%
		24年度	7,068	6.5%	2,912	1,659	48	41.2%
		25年度	7,539	6.5%	3,066	1,667	46	40.7%
		26年度	7,909	6.7%	2,859	986	27	36.1%
	③児童相談所・福祉事務所	22年度	5,886	5.1%	1,363	895	9	23.2%
		23年度	6,066	5.3%	1,263	849	13	20.8%
		24年度	5,371	4.9%	1,141	806	12	21.2%
		25年度	5,595	4.8%	1,164	795	4	20.8%
		26年度	5,621	4.7%	1,103	591	9	19.6%
	④保健所, 精神保健福祉センター	22年度	624	0.5%	96	65	7	15.4%
		23年度	559	0.5%	58	45	1	10.4%
		24年度	559	0.5%	67	57	2	12.0%
		25年度	570	0.5%	54	46	0	9.5%
		26年度	567	0.5%	50	26	0	8.8%
	⑤病院, 診療所	22年度	8,921	7.7%	793	520	14	8.9%
		23年度	9,105	8.0%	834	594	12	9.2%
		24年度	7,882	7.2%	724	519	12	9.2%
		25年度	9,337	8.1%	802	565	5	8.6%
		26年度	9,990	8.4%	815	380	11	8.2%
	⑥民間団体, 民間施設	22年度	1,751	1.5%	830	603	86	47.4%
23年度		1,733	1.5%	694	552	81	40.0%	
24年度		1,603	1.5%	662	547	88	41.3%	
25年度		1,926	1.7%	841	673	86	43.7%	
26年度		1,990	1.7%	821	501	87	41.3%	
⑦上記以外の機関等	22年度	1,659	1.4%	340	210	17	20.5%	
	23年度	1,786	1.6%	345	219	10	19.3%	
	24年度	1,552	1.4%	273	200	9	17.6%	
	25年度	1,748	1.5%	317	208	10	18.1%	
	26年度	1,697	1.4%	286	152	7	16.9%	
(1) 上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数 (措置をとった学校実数)	22年度	35,420	30.4%	16,851	7,146	546	47.6%	
	23年度	35,290	30.9%	15,857	7,216	499	44.9%	
	24年度	32,440	29.7%	15,374	7,155	453	47.4%	
	25年度	35,182	30.4%	16,713	7,545	481	47.5%	
	26年度	36,818	31.0%	16,425	5,259	463	44.6%	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	22年度	24,168	20.7%	—	—	—	—
		23年度	22,669	19.9%	—	—	—	—
		24年度	22,406	20.5%	—	—	—	—
		25年度	23,569	20.4%	—	—	—	—
		26年度	24,264	20.4%	—	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	22年度	43,484	37.3%	—	—	—	—
		23年度	42,718	37.5%	—	—	—	—
		24年度	40,873	37.4%	—	—	—	—
		25年度	44,020	38.0%	—	—	—	—
		26年度	45,424	38.2%	—	—	—	—
	(2) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	22年度	55,700	47.8%	—	—	—	—
		23年度	54,677	47.9%	—	—	—	—
		24年度	53,144	48.6%	—	—	—	—
25年度		56,566	48.9%	—	—	—	—	
26年度		57,390	48.3%	—	—	—	—	
(3) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	22年度	40,476	34.7%	—	—	—	—	
	23年度	36,156	31.7%	—	—	—	—	
	24年度	32,902	30.1%	—	—	—	—	
	25年度	33,791	29.2%	—	—	—	—	
	26年度	33,807	28.5%	—	—	—	—	

(注) ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

④ 私立

(人)

26年度	小学校					中学校				
	学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数					学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数				
	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数				
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	22年度	8	2	2	0	117	44	26	0
		23年度	11	4	4	0	79	30	27	0
		24年度	8	4	4	0	102	29	24	1
		25年度	7	1	1	0	97	45	31	3
		26年度	10	2	2	0	98	46	36	3
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関 (①を除く)	22年度	2	1	1	0	55	11	7	0
		23年度	7	2	2	0	44	18	11	0
		24年度	3	2	2	0	64	18	11	1
		25年度	6	0	0	0	73	17	14	1
		26年度	4	1	1	0	67	15	12	1
	③児童相談所・福祉事務所	22年度	5	0	0	0	49	7	6	0
		23年度	6	0	0	0	38	1	1	0
		24年度	6	3	3	0	38	3	3	0
		25年度	4	0	0	0	53	2	2	0
		26年度	8	0	0	0	62	2	2	0
	④保健所, 精神保健福祉センター	22年度	0	0	0	0	18	2	1	0
		23年度	0	0	0	0	29	2	2	0
		24年度	0	0	0	0	16	3	1	0
		25年度	0	0	0	0	13	1	1	0
		26年度	0	0	0	0	19	1	1	0
	⑤病院, 診療所	22年度	19	2	2	0	667	23	13	1
		23年度	23	1	1	0	665	35	16	0
		24年度	19	2	1	0	653	25	15	0
		25年度	14	1	1	0	771	27	16	1
		26年度	26	0	0	0	765	31	12	0
	⑥民間団体, 民間施設	22年度	6	3	3	1	105	22	12	1
		23年度	3	2	2	0	95	13	11	0
		24年度	3	2	2	0	68	18	13	1
25年度		9	2	2	0	105	24	18	2	
26年度		13	2	2	0	95	21	15	4	
⑦上記以外の機関等	22年度	2	1	1	0	30	7	2	0	
	23年度	3	0	0	0	30	1	1	0	
	24年度	2	1	1	0	17	2	2	0	
	25年度	1	0	0	0	30	0	0	0	
	26年度	1	0	0	0	50	1	1	0	
(1) 上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数 (措置をとった学校実数)	22年度	38	7	7	1	1,003	114	62	3	
	23年度	46	9	7	0	937	94	58	0	
	24年度	36	11	10	0	919	93	60	3	
	25年度	36	4	4	0	1065	104	68	7	
	26年度	56	5	5	0	1085	116	72	8	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	22年度	32	—	—	—	589	—	—	—
		23年度	29	—	—	—	539	—	—	—
		24年度	43	—	—	—	579	—	—	—
		25年度	37	—	—	—	687	—	—	—
		26年度	36	—	—	—	849	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数	22年度	40	—	—	—	1,307	—	—	—
		23年度	49	—	—	—	1,404	—	—	—
		24年度	54	—	—	—	1,611	—	—	—
		25年度	57	—	—	—	1742	—	—	—
		26年度	86	—	—	—	1927	—	—	—
	(2) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	22年度	60	—	—	—	1,613	—	—	—
		23年度	66	—	—	—	1,657	—	—	—
		24年度	75	—	—	—	1,815	—	—	—
		25年度	74	—	—	—	2026	—	—	—
26年度		98	—	—	—	2202	—	—	—	
(3) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	22年度	20	—	—	—	769	—	—	—	
	23年度	18	—	—	—	689	—	—	—	
	24年度	23	—	—	—	585	—	—	—	
	25年度	34	—	—	—	711	—	—	—	
	26年度	27	—	—	—	721	—	—	—	

26年度		合計						
		学校内外の機関等での相談・指導等を受けた人数 (A)						
		不登校児童生徒数における(A)の割合	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった人数(B)	うち「指導要録上出席扱い」の措置をとった学校数	うち通学定期乗車券制度適用人数	(B)/(A)		
学校外	①教育支援センター (適応指導教室)	22年度	125	4.2%	46	28	0	36.8%
		23年度	90	2.9%	34	31	0	37.8%
		24年度	110	3.6%	33	28	1	30.0%
		25年度	104	3.0%	46	32	3	44.2%
		26年度	108	2.9%	48	38	3	44.4%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関 (①を除く)	22年度	57	1.9%	12	8	0	21.1%
		23年度	51	1.7%	20	13	0	39.2%
		24年度	67	2.2%	20	13	1	29.9%
		25年度	79	2.3%	17	14	1	21.5%
		26年度	71	1.9%	16	13	1	22.5%
	③児童相談所・福祉事務所	22年度	54	1.8%	7	6	0	13.0%
		23年度	44	1.4%	1	1	0	2.3%
		24年度	44	1.4%	6	6	0	13.6%
		25年度	57	1.6%	2	2	0	3.5%
		26年度	70	1.9%	2	2	0	2.9%
	④保健所，精神保健福祉センター	22年度	18	0.6%	2	1	0	11.1%
		23年度	29	1.0%	2	2	0	6.9%
		24年度	16	0.5%	3	1	0	18.8%
		25年度	13	0.4%	1	1	0	7.7%
		26年度	19	0.5%	1	1	0	5.3%
	⑤病院，診療所	22年度	686	23.0%	25	15	1	3.6%
		23年度	688	22.5%	36	17	0	5.2%
		24年度	672	22.0%	27	16	0	4.0%
		25年度	785	22.6%	28	17	1	3.6%
		26年度	791	21.1%	31	12	0	3.9%
	⑥民間団体，民間施設	22年度	111	3.7%	25	15	2	22.5%
		23年度	98	3.2%	15	13	0	15.3%
		24年度	71	2.3%	20	15	1	28.2%
25年度		114	3.3%	26	20	2	22.8%	
26年度		108	2.9%	23	17	4	21.3%	
⑦上記以外の機関等	22年度	32	1.1%	8	3	0	25.0%	
	23年度	33	1.1%	1	1	0	3.0%	
	24年度	19	0.6%	3	3	0	15.8%	
	25年度	31	0.9%	0	0	0	0.0%	
	26年度	51	1.4%	1	1	0	2.0%	
(1) 上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた者の実人数 (措置をとった学校実数)	22年度	1,041	34.9%	121	69	4	11.6%	
	23年度	983	32.2%	103	65	0	10.5%	
	24年度	955	31.2%	104	70	3	10.9%	
	25年度	1,101	31.7%	108	72	7	9.8%	
	26年度	1141	30.4%	121	77	8	10.6%	
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	22年度	621	20.8%	—	—	—	—
		23年度	568	18.6%	—	—	—	—
		24年度	622	20.3%	—	—	—	—
		25年度	724	20.9%	—	—	—	—
		26年度	885	23.6%	—	—	—	—
	⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	22年度	1,347	45.2%	—	—	—	—
		23年度	1,453	47.6%	—	—	—	—
		24年度	1,665	54.5%	—	—	—	—
		25年度	1,799	51.8%	—	—	—	—
		26年度	2013	53.7%	—	—	—	—
	(2) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けた者の実人数	22年度	1,673	56.1%	—	—	—	—
		23年度	1,723	56.5%	—	—	—	—
		24年度	1,890	61.8%	—	—	—	—
		25年度	2,100	60.5%	—	—	—	—
		26年度	2300	61.3%	—	—	—	—
(3) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	22年度	789	26.4%	—	—	—	—	
	23年度	707	23.2%	—	—	—	—	
	24年度	608	19.9%	—	—	—	—	
	25年度	745	21.5%	—	—	—	—	
	26年度	748	19.9%	—	—	—	—	

(注) ①～⑨については複数回答であり、(1)、(2)、(3)は実数。

## (2)「不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化」について

以下の学校において、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成している。

学校名	所在地	管理機関	事業の概要
八王子市立高尾山学園小学部・中学部 (平成16年4月開校)	東京都八王子市	八王子市教育委員会	不登校児童生徒のための市立小中一貫校。学年を超えた習熟度別ステップ学習や小学校1・2年次における「総合的な学習の時間」の導入、多様な体験活動などを行う。
京都市立洛風中学校 (平成16年10月開校)	京都府京都市	京都市教育委員会	不登校生徒のための市立中学校。実社会と直結した実践的な体験活動や京都の特性を活かした文化・芸術・ものづくり活動などを行う。
学科指導教室「ASU」 (平成16年4月開校)※小・中学校	奈良県大和郡山市	大和郡山市教育委員会	不登校児童生徒の学習の場として、学科指導教室「ASU」を設置し、学年を超えた習熟度別指導、児童生徒の興味・関心に応じた多様な体験活動などを行う。
星槎中学校 (平成17年4月開校)	神奈川県横浜市	学校法人国際学園	不登校生徒に対し、個別指導計画を作成し、習熟度別クラス編成や体験学習等の導入を行うとともに、授業時数を増やして指導を行う。
鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース) (平成18年4月開校)	鹿児島県日置市	学校法人日章学園	「産業社会と人間」、「進路研究(自己理解)」等を学校設定科目として設け、不登校状態がそれぞれ異なる個々の生徒に、きめ細かな指導と弾力性を持った教育を提供する。
東京シューレ葛飾中学校 (平成19年4月開校)	東京都葛飾区	学校法人東京シューレ学園	道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」を新設し、話し合い、共に協力しあいながら、自分達のやりたいことを実現していく方法を学ばせる。
京都市立洛友中学校 (平成19年4月開校)	京都府京都市	京都市教育委員会	学齢超過の義務教育未修了者を対象とする二部学級を設置する中学校。二部学級の生徒とのふれあい等を通して、学習意欲向上と集団への適応を目指す。
日本放送協会学園高等学校 (平成20年4月開校)	東京都国立市	学校法人日本放送協会学園	「生活実習」や「職業技術科目」等により、実習・体験型の学習による達成経験の積み重ねなどを通じて、生徒の社会性や自立性の育成、活動意欲や学習意欲の向上を促す。
星槎名古屋中学校 (平成24年4月開校)	愛知県名古屋市	学校法人国際学園	「基礎学力」及び「社会に適応する能力」向上を目指した特別な教育課程を編成し、指導を行う。また、生徒の興味や関心、適性をふまえた学習意欲を高めるための指導を充実するために特別な教育課程を編成し、指導を行う。
星槎もみじ中学校 (平成26年4月開校)	北海道札幌市	学校法人国際学園	「ベーシック」、「ソーシャルスキルトレーニング」を教育課程に位置付け、個々の生徒の学習の到達度に合わせた指導を行うとともに、人間関係の構築に必要なスキルを重点的に指導することにより、「基礎学力」及び「社会に適応する能力」の向上を目指す。

\* 特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化

(3) 学校外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒数(教育支援センター・民間施設を抜粋)

	平成15年度			平成16年度			平成20年度			平成25年度			平成26年度			
	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	
小学校	教育支援センター	3,009	2,022	67.2%	2,907	1,861	64.0%	2,979	1,812	60.8%	2,649	1,856	70.1%	2,808	1,943	69.2%
	民間施設	-	-	-	762	156	20.5%	663	147	22.2%	650	198	30.5%	725	215	29.7%
	その他の施設	8,236	1,416	17.2%	7,906	992	12.5%	7,184	1,336	18.6%	6,033	1,103	18.3%	6,438	1,089	16.9%
	計	11,245	3,438	30.6%	11,575	3,009	26.0%	10,826	3,295	30.4%	9,332	3,157	33.8%	9,971	3,247	32.6%

	平成15年度			平成16年度			平成20年度			平成25年度			平成26年度			
	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	指導等を受けた人数(A)	出席扱いの人数(B)	割合(B/A)	
中学校	教育支援センター	12,013	9,798	81.6%	12,435	10,065	80.9%	13,498	10,992	81.4%	11,661	9,944	85.3%	12,111	10,389	85.8%
	民間施設	-	-	-	1,827	615	33.7%	1,630	667	40.9%	1,395	671	48.1%	1,384	667	48.2%
	その他の施設	18,553	4,192	22.6%	18,250	3,272	17.9%	18,907	3,979	21.0%	14,012	3,089	22.0%	14,590	3,151	21.6%
	計	30,566	13,990	45.8%	32,512	13,952	42.9%	34,035	15,638	45.9%	27,068	13,704	50.6%	28,085	14,207	50.6%

※民間施設は選択肢なし

(4) 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数の推移

単位:人

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	国立	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	公立	43	55	43	46	48	69	73	35	55	78
	私立	5	0	0	0	4	1	1	4	3	5
	計	50	57	43	46	52	70	74	39	58	85

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中学校	国立	2	0	5	1	4	0	9	2	1	1
	公立	140	198	165	163	177	193	206	121	174	147
	私立	4	18	6	9	19	20	20	37	23	16
	計	146	216	176	173	200	213	235	160	198	164

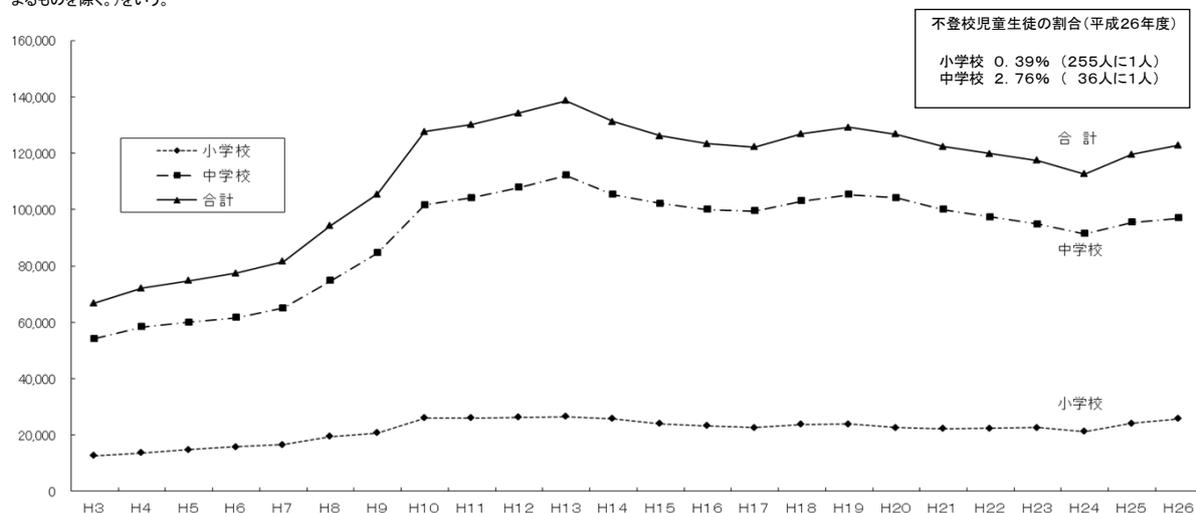
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	国立	4	2	5	1	4	0	9	2	1	3
	公立	183	253	208	209	225	262	279	156	229	225
	私立	9	18	6	9	23	21	21	41	26	21
	計	196	273	219	219	252	283	309	199	256	249

(5) 小・中学校の不登校児童生徒数の推移

区分	小学校			中学校			計		
	(A)全児童数(人)	(B)不登校児童数(人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校児童数の増▲減率(%)	(A)全生徒数(人)	(B)不登校生徒数(人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校生徒数の増▲減率(%)	(A)全児童生徒数(人)	(B)不登校児童生徒数の合計(人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校児童生徒数の増▲減率(%)
3年度	9,157,429	12,645 (0.14)	-	5,188,314	54,172 (1.04)	-	14,345,743	66,817 (0.47)	-
4年度	8,947,226	13,710 (0.15)	8.4	5,036,840	58,421 (1.16)	7.8	13,984,066	72,131 (0.52)	8.0
5年度	8,768,881	14,769 (0.17)	7.7	4,850,137	60,039 (1.24)	2.8	13,619,018	74,808 (0.55)	3.7
6年度	8,582,871	15,786 (0.18)	6.9	4,681,166	61,663 (1.32)	2.7	13,264,037	77,449 (0.58)	3.5
7年度	8,370,246	16,569 (0.20)	5.0	4,570,390	65,022 (1.42)	5.4	12,940,636	81,591 (0.63)	5.3
8年度	8,105,629	19,498 (0.24)	17.7	4,527,400	74,853 (1.65)	15.1	12,633,029	94,351 (0.75)	15.6
9年度	7,855,387	20,765 (0.26)	6.5	4,481,480	84,701 (1.89)	13.2	12,336,867	105,466 (0.85)	11.8
10年度	7,663,533	26,017 (0.34)	25.3	4,380,604	101,675 (2.32)	20.0	12,044,137	127,692 (1.06)	21.1
11年度	7,500,317	26,047 (0.35)	0.1	4,243,762	104,180 (2.45)	2.5	11,744,079	130,227 (1.11)	2.0
12年度	7,366,079	26,373 (0.36)	1.3	4,103,717	107,913 (2.63)	3.6	11,469,796	134,286 (1.17)	3.1
13年度	7,296,920	26,511 (0.36)	0.5	3,991,911	112,211 (2.81)	4.0	11,288,831	138,722 (1.23)	3.3
14年度	7,239,327	25,869 (0.36)	▲ 2.4	3,862,849	105,383 (2.73)	▲ 6.1	11,102,176	131,252 (1.18)	▲ 5.4
15年度	7,226,910	24,077 (0.33)	▲ 6.9	3,748,319	102,149 (2.73)	▲ 3.1	10,975,229	126,226 (1.15)	▲ 3.8
16年度	7,200,933	23,318 (0.32)	▲ 3.2	3,663,513	100,040 (2.73)	▲ 2.1	10,864,446	123,358 (1.14)	▲ 2.3
17年度	7,197,458	22,709 (0.32)	▲ 2.6	3,626,415	99,578 (2.75)	▲ 0.5	10,823,873	122,287 (1.13)	▲ 0.9
18年度	7,187,417	23,825 (0.33)	4.9	3,609,306	103,069 (2.86)	3.5	10,796,723	126,894 (1.18)	3.8
19年度	7,132,874	23,927 (0.34)	0.4	3,624,113	105,328 (2.91)	2.2	10,756,987	129,255 (1.20)	1.9
20年度	7,121,781	22,652 (0.32)	▲ 5.3	3,603,220	104,153 (2.89)	▲ 1.1	10,725,001	126,805 (1.18)	▲ 1.9
21年度	7,063,606	22,327 (0.32)	▲ 1.4	3,612,747	100,105 (2.77)	▲ 3.9	10,676,353	122,432 (1.15)	▲ 3.4
22年度	6,993,376	22,463 (0.32)	0.6	3,572,652	97,428 (2.73)	▲ 2.7	10,566,028	119,891 (1.13)	▲ 2.1
23年度	6,887,292	22,622 (0.33)	0.7	3,589,774	94,836 (2.64)	▲ 2.7	10,477,066	117,458 (1.12)	▲ 2.0
24年度	6,764,619	21,243 (0.31)	▲ 6.1	3,569,010	91,446 (2.56)	▲ 3.6	10,333,629	112,689 (1.09)	▲ 4.1
25年度	6,676,920	24,175 (0.36)	13.8	3,552,455	95,442 (2.69)	4.4	10,229,375	119,617 (1.17)	6.1
26年度	6,600,006	25,864 (0.39)	7.0	3,520,730	97,033 (2.76)	1.7	10,120,736	122,897 (1.21)	2.7

(注1)調査対象:国公立小・中学校(平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)

(注2)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く。)をいう。



(6) 学年別不登校児童生徒数の推移

① 国公立計

(人)

年度	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
16年度	1,177	1,822	2,738	4,108	5,821	7,652	23,318	22,974	35,925	41,141	100,040
17年度	1,062	1,741	2,625	3,885	5,913	7,483	22,709	22,566	35,954	41,058	99,578
18年度	1,081	1,811	2,707	4,093	5,969	8,164	23,825	23,860	36,875	42,334	103,069
19年度	1,092	1,802	2,805	4,103	5,980	8,145	23,927	25,120	37,714	42,494	105,328
20年度	1,052	1,650	2,550	3,961	5,712	7,727	22,652	23,149	38,577	42,427	104,153
21年度	1,080	1,612	2,561	3,765	5,769	7,540	22,327	22,384	35,502	42,219	100,105
22年度	1,076	1,729	2,621	3,818	5,775	7,433	22,452	22,052	34,985	40,318	97,355
23年度	1,044	1,714	2,737	3,939	5,666	7,522	22,622	21,895	33,716	39,225	94,836
24年度	948	1,576	2,504	3,795	5,500	6,920	21,243	21,194	33,355	36,897	91,446
25年度	1,150	1,806	2,791	4,291	6,127	8,010	24,175	22,390	34,316	38,736	95,442
26年度	1,225	2,047	3,002	4,427	6,649	8,514	25,864	23,959	34,832	38,242	97,033

② 国立

(人)

区分	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
16年度	0	7	9	5	16	25	62	44	96	98	238
17年度	2	3	8	11	16	23	63	64	102	122	288
18年度	2	5	6	13	23	23	72	80	108	146	334
19年度	1	4	9	13	28	26	81	54	122	124	300
20年度	0	1	6	7	17	24	55	73	129	119	321
21年度	0	4	3	9	13	22	51	72	103	121	296
22年度	0	1	4	4	21	18	48	55	115	122	292
23年度	1	2	4	10	16	30	63	67	91	147	305
24年度	1	2	9	4	17	23	56	59	105	106	270
25年度	0	5	7	11	18	27	68	61	108	125	294
26年度	0	3	8	12	20	17	60	75	111	112	298

③ 公立

(人)

区分	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
11年度	1,330	2,181	3,129	4,520	6,531	8,213	25,904	22,416	36,020	44,091	102,527
12年度	1,381	2,153	3,214	4,453	6,509	8,552	26,262	23,460	37,677	44,950	106,087
13年度	1,414	2,180	3,200	4,633	6,545	8,442	26,414	24,293	38,957	46,966	110,216
14年度	1,334	2,203	3,153	4,486	6,397	8,189	25,762	22,627	36,905	43,951	103,483
15年度	1,189	1,941	2,940	4,076	5,873	7,948	23,967	22,461	35,105	42,522	100,088
16年度	1,175	1,811	2,721	4,090	5,791	7,601	23,189	22,447	35,151	40,200	97,798
17年度	1,059	1,731	2,610	3,856	5,872	7,438	22,566	22,002	34,987	39,983	96,972
18年度	1,079	1,801	2,688	4,062	5,915	8,099	23,644	23,141	35,775	41,043	99,959
19年度	1,086	1,795	2,790	4,074	5,934	8,073	23,752	24,370	36,594	41,236	102,200
20年度	1,047	1,644	2,539	3,942	5,673	7,661	22,506	22,412	37,303	41,088	100,803
21年度	1,077	1,604	2,545	3,743	5,735	7,485	22,189	21,680	34,392	40,940	97,012
22年度	1,072	1,721	2,606	3,795	5,725	7,384	22,303	21,386	33,826	38,969	94,181
23年度	1,040	1,708	2,719	3,903	5,622	7,450	22,442	21,136	32,675	37,786	91,597
24年度	946	1,569	2,482	3,770	5,446	6,854	21,067	20,443	32,150	35,646	88,239
25年度	1,146	1,796	2,770	4,251	6,074	7,945	23,982	21,478	32,985	37,339	91,802
26年度	1,219	2,027	2,976	4,392	6,594	8,437	25,645	23,021	33,436	36,685	93,142

④ 私立

(人)

区分	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
16年度	2	4	8	13	14	26	67	483	678	843	2,004
17年度	1	7	7	18	25	22	80	500	865	953	2,318
18年度	0	5	13	18	31	42	109	639	992	1,145	2,776
19年度	5	3	6	16	18	46	94	696	998	1,134	2,828
20年度	5	5	5	12	22	42	91	664	1,145	1,220	3,029
21年度	3	4	13	13	21	33	87	632	1,007	1,158	2,797
22年度	4	7	11	19	29	31	101	611	1,044	1,227	2,882
23年度	3	4	14	26	28	42	117	692	950	1,292	2,934
24年度	1	5	13	21	37	43	120	692	1,100	1,145	2,937
25年度	4	5	14	29	35	38	125	851	1,223	1,272	3,346
26年度	6	17	18	23	35	60	159	863	1,285	1,445	3,593

(注) 国私立学校については、平成16年度から調査。

## (7) 不登校となったきっかけと考えられる状況の推移

## ① 国公立計

区 分		小学校		中学校		合計		
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
学校に係る状況	いじめ	22年度	431	1.9	2,285	2.3	2,716	2.3
		23年度	359	1.6	2,011	2.1	2,370	2.0
		24年度	413	1.9	1,923	2.1	2,336	2.1
		25年度	414	1.7	1,527	1.6	1,941	1.6
		26年度	309	1.2	1,047	1.1	1,356	1.1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	22年度	2,418	10.8	15,784	16.2	18,202	15.2
		23年度	2,279	10.1	14,948	15.8	17,227	14.7
		24年度	2,332	11.0	14,382	15.7	16,714	14.8
		25年度	2,705	11.2	15,188	15.9	17,893	15.0
		26年度	2,905	11.2	14,925	15.4	17,830	14.5
	教職員との関係をめぐる問題	22年度	746	3.3	1,510	1.6	2,256	1.9
		23年度	737	3.3	1,399	1.5	2,136	1.8
		24年度	692	3.3	1,346	1.5	2,038	1.8
		25年度	893	3.7	1,481	1.6	2,374	2.0
		26年度	857	3.3	1,523	1.6	2,380	1.9
	学業の不振	22年度	1,475	6.6	8,484	8.7	9,959	8.3
		23年度	1,686	7.5	8,422	8.9	10,108	8.6
		24年度	1,609	7.6	8,686	9.5	10,295	9.1
		25年度	1,721	7.1	8,802	9.2	10,523	8.8
		26年度	1,826	7.1	8,984	9.3	10,810	8.8
	進路にかかる不安	22年度	86	0.4	1,123	1.2	1,209	1.0
		23年度	105	0.5	1,215	1.3	1,320	1.1
		24年度	106	0.5	1,392	1.5	1,498	1.3
		25年度	92	0.4	1,473	1.5	1,565	1.3
		26年度	118	0.5	1,617	1.7	1,735	1.4
	クラブ活動、部活動等への不 適応	22年度	47	0.2	2,228	2.3	2,275	1.9
		23年度	42	0.2	2,049	2.2	2,091	1.8
		24年度	31	0.1	2,026	2.2	2,057	1.8
25年度		36	0.1	2,028	2.1	2,064	1.7	
26年度		42	0.2	2,142	2.2	2,184	1.8	
学校のきまり等をめぐる問題	22年度	166	0.7	2,684	2.8	2,850	2.4	
	23年度	148	0.7	2,243	2.4	2,391	2.0	
	24年度	144	0.7	2,040	2.2	2,184	1.9	
	25年度	143	0.6	1,935	2.0	2,078	1.7	
	26年度	162	0.6	1,786	1.8	1,948	1.6	
入学、転編入学、進級時の不 適応	22年度	599	2.7	2,771	2.8	3,370	2.8	
	23年度	578	2.6	2,609	2.8	3,187	2.7	
	24年度	476	2.2	2,550	2.8	3,026	2.7	
	25年度	559	2.3	2,756	2.9	3,315	2.8	
	26年度	573	2.2	2,782	2.9	3,355	2.7	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	22年度	2,219	9.9	4,580	4.7	6,799	5.7
		23年度	2,300	10.2	4,606	4.9	6,906	5.9
		24年度	2,036	9.6	4,326	4.7	6,362	5.6
		25年度	2,312	9.6	4,325	4.5	6,637	5.5
		26年度	2,378	9.2	4,512	4.6	6,890	5.6
	親子関係をめぐる問題	22年度	4,291	19.1	8,515	8.7	12,806	10.7
		23年度	4,478	19.8	8,285	8.7	12,763	10.9
		24年度	4,287	20.2	8,175	8.9	12,462	11.1
		25年度	4,617	19.1	8,412	8.8	13,029	10.9
		26年度	4,932	19.1	8,526	8.8	13,458	11.0
	家庭内の不和	22年度	1,251	5.6	3,637	3.7	4,888	4.1
		23年度	1,209	5.3	3,389	3.6	4,598	3.9
		24年度	1,052	5.0	3,430	3.8	4,482	4.0
		25年度	1,155	4.8	3,390	3.6	4,545	3.8
		26年度	1,232	4.8	3,541	3.6	4,773	3.9

本人に係る状況	病気による欠席	22年度	2,291	10.2	7,240	7.4	9,531	8.0
		23年度	2,292	10.1	7,275	7.7	9,567	8.1
		24年度	1,982	9.3	6,630	7.3	8,612	7.6
		25年度	2,324	9.6	7,134	7.5	9,458	7.9
		26年度	2,367	9.2	7,552	7.8	9,919	8.1
	あそび・非行	22年度	269	1.2	10,687	11.0	10,956	9.1
		23年度	287	1.3	11,014	11.6	11,301	9.6
		24年度	274	1.3	10,397	11.4	10,671	9.5
		25年度	265	1.1	9,798	10.3	10,063	8.4
		26年度	239	0.9	8,190	8.4	8,429	6.9
	無気力	22年度	4,574	20.4	21,248	21.8	25,822	21.6
		23年度	5,078	22.4	23,598	24.9	28,676	24.4
		24年度	5,047	23.8	24,149	26.4	29,196	25.9
		25年度	5,565	23.0	25,048	26.2	30,613	25.6
		26年度	5,950	23.0	25,884	26.7	31,834	25.9
	不安など情緒的混乱	22年度	6,786	30.2	21,289	21.9	28,075	23.4
		23年度	7,549	33.4	23,577	24.9	31,126	26.5
		24年度	7,047	33.2	22,982	25.1	30,029	26.6
		25年度	8,541	35.3	25,040	26.2	33,581	28.1
		26年度	9,338	36.1	27,302	28.1	36,640	29.8
	意図的な拒否	22年度	1,098	4.9	4,293	4.4	5,391	4.5
		23年度	1,119	4.9	4,559	4.8	5,678	4.8
		24年度	981	4.6	4,257	4.7	5,238	4.6
		25年度	1,196	4.9	4,605	4.8	5,801	4.8
		26年度	1,489	5.8	4,746	4.9	6,235	5.1
	上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題	22年度	1,766	7.9	6,486	6.7	8,252	6.9
23年度		1,336	5.9	5,141	5.4	6,477	5.5	
24年度		1,258	5.9	4,642	5.1	5,900	5.2	
25年度		1,272	5.3	4,634	4.9	5,906	4.9	
26年度		1,358	5.3	4,789	4.9	6,147	5.0	
その他	22年度	1,742	7.8	2,096	2.2	3,838	3.2	
	23年度	1,554	6.9	1,665	1.8	3,219	2.7	
	24年度	1,216	5.7	1,506	1.6	2,722	2.4	
	25年度	1,310	5.4	1,403	1.5	2,713	2.3	
	26年度	1,392	5.4	1,309	1.3	2,701	2.2	
不明	22年度	586	2.6	2,071	2.1	2,657	2.2	
	23年度	425	1.9	1,842	1.9	2,267	1.9	
	24年度	376	1.8	1,512	1.7	1,888	1.7	
	25年度	388	1.6	1,527	1.6	1,915	1.6	
	26年度	411	1.6	1,254	1.3	1,665	1.4	

② 国立

区 分		小学校		中学校		合計		
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
学校に係る状況	いじめ	22年度	2	4.2	4	1.4	6	1.8
		23年度	0	0.0	3	1.0	3	0.8
		24年度	2	3.6	1	0.4	3	0.9
		25年度	2	2.9	6	2.0	8	2.2
		26年度	6	10.0	8	2.7	14	3.9
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	22年度	4	8.3	40	13.7	44	12.9
		23年度	13	20.6	40	13.1	53	14.4
		24年度	11	19.6	36	13.3	47	14.4
		25年度	12	17.6	32	10.9	44	12.2
		26年度	9	15.0	37	12.4	46	12.8
	教職員との関係をめぐる問題	22年度	2	4.2	5	1.7	7	2.1
		23年度	4	6.3	3	1.0	7	1.9
		24年度	2	3.6	7	2.6	9	2.8
		25年度	3	4.4	10	3.4	13	3.6
		26年度	3	5.0	5	1.7	8	2.2
	学業の不振	22年度	5	10.4	30	10.3	35	10.3
		23年度	5	7.9	33	10.8	38	10.3
		24年度	3	5.4	33	12.2	36	11.0
		25年度	3	4.4	24	8.2	27	7.5
		26年度	5	8.3	34	11.4	39	10.9
	進路にかかる不安	22年度	2	4.2	12	4.1	14	4.1
		23年度	8	12.7	9	3.0	17	4.6
		24年度	3	5.4	5	1.9	8	2.5
		25年度	0	0.0	14	4.8	14	3.9
		26年度	0	0.0	11	3.7	11	3.1
	クラブ活動、部活動等への不 適応	22年度	0	0.0	3	1.0	3	0.9
		23年度	0	0.0	4	1.3	4	1.1
		24年度	0	0.0	5	1.9	5	1.5
25年度		0	0.0	5	1.7	5	1.4	
26年度		0	0.0	5	1.7	5	1.4	
学校のきまり等をめぐる問題	22年度	0	0.0	3	1.0	3	0.9	
	23年度	1	1.6	2	0.7	3	0.8	
	24年度	1	1.8	2	0.7	3	0.9	
	25年度	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	26年度	1	1.7	4	1.3	5	1.4	
入学、転編入学、進級時の不 適応	22年度	0	0.0	6	2.1	6	1.8	
	23年度	1	1.6	5	1.6	6	1.6	
	24年度	1	1.8	5	1.9	6	1.8	
	25年度	0	0.0	6	2.0	6	1.7	
	26年度	0	0.0	9	3.0	9	2.5	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	22年度	4	8.3	11	3.8	15	4.4
		23年度	3	4.8	11	3.6	14	3.8
		24年度	2	3.6	10	3.7	12	3.7
		25年度	3	4.4	21	7.1	24	6.6
		26年度	10	16.7	8	2.7	18	5.0
	親子関係をめぐる問題	22年度	8	16.7	42	14.4	50	14.7
		23年度	15	23.8	26	8.5	41	11.1
		24年度	9	16.1	21	7.8	30	9.2
		25年度	9	13.2	34	11.6	43	11.9
		26年度	5	8.3	44	14.8	49	13.7
	家庭内の不和	22年度	3	6.3	12	4.1	15	4.4
		23年度	4	6.3	11	3.6	15	4.1
		24年度	2	3.6	8	3.0	10	3.1
		25年度	2	2.9	14	4.8	16	4.4
		26年度	5	8.3	16	5.4	21	5.9

本人に係る状況	病気による欠席	22年度	6	12.5	15	5.1	21	6.2
		23年度	2	3.2	28	9.2	30	8.2
		24年度	2	3.6	14	5.2	16	4.9
		25年度	1	1.5	30	10.2	31	8.6
		26年度	5	8.3	38	12.8	43	12.0
	あそび・非行	22年度	0	0.0	6	2.1	6	1.8
		23年度	0	0.0	3	1.0	3	0.8
		24年度	0	0.0	1	0.4	1	0.3
		25年度	0	0.0	1	0.3	1	0.3
		26年度	0	0.0	3	1.0	3	0.8
	無気力	22年度	12	25.0	51	17.5	63	18.5
		23年度	7	11.1	40	13.1	47	12.8
		24年度	9	16.1	48	17.8	57	17.5
		25年度	13	19.1	48	16.3	61	16.9
		26年度	9	15.0	62	20.8	71	19.8
	不安など情緒的混乱	22年度	19	39.6	94	32.2	113	33.2
		23年度	23	36.5	99	32.5	122	33.2
		24年度	27	48.2	81	30.0	108	33.1
		25年度	31	45.6	85	28.9	116	32.0
		26年度	21	35.0	68	22.8	89	24.9
	意図的な拒否	22年度	2	4.2	5	1.7	7	2.1
		23年度	2	3.2	6	2.0	8	2.2
		24年度	2	3.6	12	4.4	14	4.3
		25年度	5	7.4	18	6.1	23	6.4
		26年度	6	10.0	13	4.4	19	5.3
	上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題	22年度	0	0.0	8	2.7	8	2.4
23年度		2	3.2	13	4.3	15	4.1	
24年度		2	3.6	14	5.2	16	4.9	
25年度		6	8.8	6	2.0	12	3.3	
26年度		7	11.7	6	2.0	13	3.6	
その他	22年度	0	0.0	5	1.7	5	1.5	
	23年度	0	0.0	2	0.7	2	0.5	
	24年度	0	0.0	3	1.1	3	0.9	
	25年度	0	0.0	1	0.3	1	0.3	
	26年度	0	0.0	2	0.7	2	0.6	
不明	22年度	2	4.2	3	1.0	5	1.5	
	23年度	3	4.8	7	2.3	10	2.7	
	24年度	1	1.8	8	3.0	9	2.8	
	25年度	2	2.9	8	2.7	10	2.8	
	26年度	0	0.0	7	2.3	7	2.0	

## ③ 公立

区 分		小学校		中学校		合計		
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
学校に係る状況	いじめ	22年度	424	1.9	2,232	2.4	2,656	2.3
		23年度	355	1.6	1,965	2.1	2,320	2.0
		24年度	407	1.9	1,852	2.1	2,259	2.1
		25年度	402	1.7	1,478	1.6	1,880	1.6
		26年度	300	1.2	1,009	1.1	1,309	1.1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	22年度	2,392	10.7	15,351	16.3	17,743	15.2
		23年度	2,254	10.0	14,506	15.8	16,760	14.7
		24年度	2,301	10.9	13,890	15.7	16,191	14.8
		25年度	2,676	11.2	14,647	16.0	17,323	15.0
		26年度	2,873	11.2	14,362	15.4	17,235	14.5
	教職員との関係をめぐる問題	22年度	737	3.3	1,467	1.6	2,204	1.9
		23年度	727	3.2	1,348	1.5	2,075	1.8
		24年度	681	3.2	1,289	1.5	1,970	1.8
		25年度	883	3.7	1,417	1.5	2,300	2.0
		26年度	846	3.3	1,463	1.6	2,309	1.9
	学業の不振	22年度	1,464	6.6	8,107	8.6	9,571	8.2
		23年度	1,675	7.5	8,066	8.8	9,741	8.5
		24年度	1,596	7.6	8,302	9.4	9,898	9.1
		25年度	1,707	7.1	8,318	9.1	10,025	8.7
		26年度	1,808	7.1	8,479	9.1	10,287	8.7
	進路にかかる不安	22年度	81	0.4	1,070	1.1	1,151	1.0
		23年度	89	0.4	1,130	1.2	1,219	1.1
		24年度	95	0.5	1,300	1.5	1,395	1.3
		25年度	89	0.4	1,377	1.5	1,466	1.3
		26年度	113	0.4	1,518	1.6	1,631	1.4
	クラブ活動、部活動等への不適応	22年度	47	0.2	2,168	2.3	2,215	1.9
23年度		41	0.2	1,989	2.2	2,030	1.8	
24年度		31	0.1	1,977	2.2	2,008	1.8	
25年度		35	0.1	1,947	2.1	1,982	1.7	
26年度		42	0.2	2,061	2.2	2,103	1.8	
学校のきまり等をめぐる問題	22年度	166	0.7	2,656	2.8	2,822	2.4	
	23年度	147	0.7	2,216	2.4	2,363	2.1	
	24年度	142	0.7	2,010	2.3	2,152	2.0	
	25年度	143	0.6	1,904	2.1	2,047	1.8	
	26年度	161	0.6	1,761	1.9	1,922	1.6	
入学、転編入学、進級時の不適応	22年度	597	2.7	2,652	2.8	3,249	2.8	
	23年度	576	2.6	2,496	2.7	3,072	2.7	
	24年度	473	2.2	2,412	2.7	2,885	2.6	
	25年度	558	2.3	2,577	2.8	3,135	2.7	
	26年度	570	2.2	2,625	2.8	3,195	2.7	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	22年度	2,212	9.9	4,476	4.8	6,688	5.7
		23年度	2,290	10.2	4,503	4.9	6,793	6.0
		24年度	2,028	9.6	4,243	4.8	6,271	5.7
		25年度	2,297	9.6	4,207	4.6	6,504	5.6
		26年度	2,353	9.2	4,383	4.7	6,736	5.7
	親子関係をめぐる問題	22年度	4,267	19.1	8,135	8.6	12,402	10.6
		23年度	4,452	19.8	7,949	8.7	12,401	10.9
		24年度	4,254	20.2	7,845	8.9	12,099	11.1
		25年度	4,588	19.1	7,985	8.7	12,573	10.9
		26年度	4,911	19.1	8,126	8.7	13,037	11.0
	家庭内の不和	22年度	1,245	5.6	3,526	3.7	4,771	4.1
		23年度	1,200	5.3	3,262	3.6	4,462	3.9
		24年度	1,044	5.0	3,307	3.7	4,351	4.0
		25年度	1,148	4.8	3,235	3.5	4,383	3.8
26年度		1,214	4.7	3,401	3.7	4,615	3.9	

本人に係る状況	病気による欠席	22年度	2,276	10.2	6,833	7.3	9,109	7.8
		23年度	2,279	10.2	6,857	7.5	9,136	8.0
		24年度	1,970	9.4	6,232	7.1	8,202	7.5
		25年度	2,308	9.6	6,662	7.3	8,970	7.7
		26年度	2,350	9.2	6,997	7.5	9,347	7.9
	あそび・非行	22年度	269	1.2	10,652	11.3	10,921	9.4
		23年度	287	1.3	10,980	12.0	11,267	9.9
		24年度	273	1.3	10,373	11.8	10,646	9.7
		25年度	265	1.1	9,769	10.6	10,034	8.7
		26年度	239	0.9	8,155	8.8	8,394	7.1
	無気力	22年度	4,553	20.4	20,918	22.2	25,471	21.9
		23年度	5,064	22.6	23,246	25.4	28,310	24.8
		24年度	5,028	23.9	23,776	26.9	28,804	26.4
		25年度	5,539	23.1	24,587	26.8	30,126	26.0
		26年度	5,923	23.1	25,399	27.3	31,322	26.4
	不安など情緒的混乱	22年度	6,734	30.2	20,587	21.9	27,321	23.5
		23年度	7,485	33.4	22,493	24.6	29,978	26.3
		24年度	6,977	33.1	22,047	25.0	29,024	26.6
		25年度	8,451	35.2	23,892	26.0	32,343	27.9
		26年度	9,264	36.1	26,073	28.0	35,337	29.7
	意図的な拒否	22年度	1,091	4.9	4,217	4.5	5,308	4.6
		23年度	1,114	5.0	4,453	4.9	5,567	4.9
		24年度	969	4.6	4,144	4.7	5,113	4.7
		25年度	1,190	5.0	4,486	4.9	5,676	4.9
		26年度	1,475	5.8	4,616	5.0	6,091	5.1
	上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題	22年度	1,759	7.9	6,282	6.7	8,041	6.9
23年度		1,329	5.9	5,011	5.5	6,340	5.6	
24年度		1,250	5.9	4,499	5.1	5,749	5.3	
25年度		1,263	5.3	4,496	4.9	5,759	5.0	
26年度		1,344	5.2	4,648	5.0	5,992	5.0	
その他	22年度	1,740	7.8	2,058	2.2	3,798	3.3	
	23年度	1,549	6.9	1,628	1.8	3,177	2.8	
	24年度	1,214	5.8	1,455	1.6	2,669	2.4	
	25年度	1,305	5.4	1,360	1.5	2,665	2.3	
	26年度	1,385	5.4	1,266	1.4	2,651	2.2	
不明	22年度	581	2.6	1,988	2.1	2,569	2.2	
	23年度	417	1.9	1,738	1.9	2,155	1.9	
	24年度	370	1.8	1,428	1.6	1,798	1.6	
	25年度	383	1.6	1,398	1.5	1,781	1.5	
	26年度	409	1.6	1,157	1.2	1,566	1.3	

## ④ 私立

区 分			小学校		中学校		合計	
			人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
学校に係る状況	いじめ	22年度	5	5.0	49	1.7	54	1.8
		23年度	4	3.4	43	1.5	47	1.5
		24年度	4	3.3	70	2.4	74	2.4
		25年度	10	8.0	43	1.3	53	1.5
		26年度	3	1.9	30	0.8	33	0.9
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	22年度	22	21.8	393	13.6	415	13.9
		23年度	12	10.3	402	13.7	414	13.6
		24年度	20	16.7	456	15.5	476	15.6
		25年度	17	13.6	509	15.2	526	15.2
		26年度	23	14.5	526	14.6	549	14.6
	教職員との関係をめぐる問題	22年度	7	6.9	38	1.3	45	1.5
		23年度	6	5.1	48	1.6	54	1.8
		24年度	9	7.5	50	1.7	59	1.9
		25年度	7	5.6	54	1.6	61	1.8
		26年度	8	5.0	55	1.5	63	1.7
	学業の不振	22年度	6	5.9	347	12.0	353	11.8
		23年度	6	5.1	323	11.0	329	10.8
		24年度	10	8.3	351	12.0	361	11.8
		25年度	11	8.8	460	13.7	471	13.6
		26年度	13	8.2	471	13.1	484	12.9
	進路にかかる不安	22年度	3	3.0	41	1.4	44	1.5
		23年度	8	6.8	76	2.6	84	2.8
		24年度	8	6.7	87	3.0	95	3.1
		25年度	3	2.4	82	2.5	85	2.4
		26年度	5	3.1	88	2.4	93	2.5
	クラブ活動、部活動等への不 適応	22年度	0	0.0	57	2.0	57	1.9
		23年度	1	0.9	56	1.9	57	1.9
		24年度	0	0.0	44	1.5	44	1.4
25年度		1	0.8	76	2.3	77	2.2	
26年度		0	0.0	76	2.1	76	2.0	
学校のきまり等をめぐる問題	22年度	0	0.0	25	0.9	25	0.8	
	23年度	0	0.0	25	0.9	25	0.8	
	24年度	1	0.8	28	1.0	29	0.9	
	25年度	0	0.0	31	0.9	31	0.9	
	26年度	0	0.0	21	0.6	21	0.6	
入学、転編入学、進級時の不 適応	22年度	2	2.0	113	3.9	115	3.9	
	23年度	1	0.9	108	3.7	109	3.6	
	24年度	2	1.7	133	4.5	135	4.4	
	25年度	1	0.8	173	5.2	174	5.0	
	26年度	3	1.9	148	4.1	151	4.0	
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	22年度	3	3.0	93	3.2	96	3.2
		23年度	7	6.0	92	3.1	99	3.2
		24年度	6	5.0	73	2.5	79	2.6
		25年度	12	9.6	97	2.9	109	3.1
		26年度	15	9.4	121	3.4	136	3.6
	親子関係をめぐる問題	22年度	16	15.8	338	11.7	354	11.9
		23年度	11	9.4	310	10.6	321	10.5
		24年度	24	20.0	309	10.5	333	10.9
		25年度	20	16.0	393	11.7	413	11.9
		26年度	16	10.1	356	9.9	372	9.9
	家庭内の不和	22年度	3	3.0	99	3.4	102	3.4
		23年度	5	4.3	116	4.0	121	4.0
		24年度	6	5.0	115	3.9	121	4.0
		25年度	5	4.0	141	4.2	146	4.2
		26年度	13	8.2	124	3.5	137	3.7

本人に係る状況	病気による欠席	22年度	9	8.9	392	13.6	401	13.4
		23年度	11	9.4	390	13.3	401	13.1
		24年度	10	8.3	384	13.1	394	12.9
		25年度	15	12.0	442	13.2	457	13.2
		26年度	12	7.5	517	14.4	529	14.1
	あそび・非行	22年度	0	0.0	29	1.0	29	1.0
		23年度	0	0.0	31	1.1	31	1.0
		24年度	1	0.8	23	0.8	24	0.8
		25年度	0	0.0	28	0.8	28	0.8
		26年度	0	0.0	32	0.9	32	0.9
	無気力	22年度	9	8.9	279	9.7	288	9.7
		23年度	7	6.0	312	10.6	319	10.5
		24年度	10	8.3	325	11.1	335	11.0
		25年度	13	10.4	413	12.3	426	12.3
		26年度	18	11.3	423	11.8	441	11.8
	不安など情緒的混乱	22年度	33	32.7	608	21.1	641	21.5
		23年度	41	35.0	985	33.6	1,026	33.6
		24年度	43	35.8	854	29.1	897	29.3
		25年度	59	47.2	1,063	31.8	1,122	32.3
		26年度	53	33.3	1,161	32.3	1,214	32.4
	意図的な拒否	22年度	5	5.0	71	2.5	76	2.5
		23年度	3	2.6	100	3.4	103	3.4
		24年度	10	8.3	101	3.4	111	3.6
		25年度	1	0.8	101	3.0	102	2.9
		26年度	8	5.0	117	3.3	125	3.3
	上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題	22年度	7	6.9	196	6.8	203	6.8
23年度		5	4.3	117	4.0	122	4.0	
24年度		6	5.0	129	4.4	135	4.4	
25年度		3	2.4	132	3.9	135	3.9	
26年度		7	4.4	135	3.8	142	3.8	
その他	22年度	2	2.0	33	1.1	35	1.2	
	23年度	5	4.3	35	1.2	40	1.3	
	24年度	2	1.7	48	1.6	50	1.6	
	25年度	5	4.0	42	1.3	47	1.4	
	26年度	7	4.4	41	1.1	48	1.3	
不明	22年度	3	3.0	80	2.8	83	2.8	
	23年度	5	4.3	97	3.3	102	3.3	
	24年度	5	4.2	76	2.6	81	2.6	
	25年度	3	2.4	121	3.6	124	3.6	
	26年度	2	1.3	90	2.5	92	2.5	

(注1) 複数回答可とする。

(注2) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

(8) 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置の推移 (校)

区分	小学校				中学校				合計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	
不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	22年度	9	2,554	8	2,571	16	3,634	87	3,737	25	6,188	95	6,308
	23年度	11	2,539	10	2,560	21	3,824	71	3,916	32	6,363	81	6,476
	24年度	9	2,376	21	2,406	14	3,629	74	3,717	23	6,005	95	6,123
	25年度	8	2,418	19	2,445	9	3,449	89	3,547	17	5,867	108	5,992
	26年度	8	2,548	11	2,567	16	3,748	85	3,849	24	6,296	96	6,416
全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった	22年度	4	2,184	9	2,197	14	3,443	91	3,548	18	5,627	100	5,745
	23年度	8	2,072	11	2,091	8	3,335	92	3,435	16	5,407	103	5,526
	24年度	6	1,985	19	2,010	11	3,489	81	3,581	17	5,474	100	5,591
	25年度	7	2,270	19	2,296	10	3,297	102	3,409	17	5,567	121	5,705
	26年度	6	2,402	10	2,418	10	3,606	110	3,726	16	6,008	120	6,144
教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	22年度	1	1,071	6	1,078	7	2,269	71	2,347	8	3,340	77	3,425
	23年度	1	1,042	5	1,048	10	2,284	50	2,344	11	3,326	55	3,392
	24年度	4	969	13	986	12	2,026	61	2,099	16	2,995	74	3,085
	25年度	2	1,086	8	1,096	9	2,111	71	2,191	11	3,197	79	3,287
	26年度	2	1,214	6	1,222	9	2,300	66	2,375	11	3,514	72	3,597
養護教諭が専門的に指導にあたった	22年度	7	1,496	9	1,512	18	2,772	102	2,892	25	4,268	111	4,404
	23年度	8	1,461	7	1,476	16	2,647	103	2,766	24	4,108	110	4,242
	24年度	7	1,294	21	1,322	16	2,404	107	2,527	23	3,698	128	3,849
	25年度	5	1,516	14	1,535	12	2,525	105	2,642	17	4,041	119	4,177
	26年度	4	1,629	11	1,644	9	2,615	109	2,733	13	4,244	120	4,377
スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった	22年度	6	2,100	16	2,122	25	5,151	254	5,430	31	7,251	270	7,552
	23年度	8	2,183	15	2,206	26	5,134	199	5,359	34	7,317	214	7,565
	24年度	8	2,090	32	2,130	26	4,871	207	5,104	34	6,961	239	7,234
	25年度	9	2,337	22	2,368	27	4,805	254	5,086	36	7,142	276	7,454
	26年度	10	2,560	16	2,586	21	4,956	243	5,220	31	7,516	259	7,806
友人関係を改善するための指導を行った	22年度	8	2,019	13	2,040	11	3,298	130	3,439	19	5,317	143	5,479
	23年度	9	1,958	5	1,972	5	3,224	122	3,351	14	5,182	127	5,323
	24年度	7	1,918	20	1,945	11	2,981	121	3,113	18	4,899	141	5,058
	25年度	5	2,006	18	2,029	12	3,081	129	3,222	17	5,087	147	5,251
	26年度	6	2,125	12	2,143	11	3,267	144	3,422	17	5,392	156	5,565
教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	22年度	6	2,356	12	2,374	16	3,515	146	3,677	22	5,871	158	6,051
	23年度	11	2,320	10	2,341	17	3,482	133	3,632	28	5,802	143	5,973
	24年度	10	2,195	18	2,223	22	3,266	126	3,414	32	5,461	144	5,637
	25年度	8	2,357	21	2,386	12	3,491	149	3,652	20	5,848	170	6,038
	26年度	10	2,504	11	2,525	13	3,822	143	3,978	23	6,326	154	6,503
授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	22年度	3	1,394	7	1,404	10	1,874	63	1,947	13	3,268	70	3,351
	23年度	4	1,414	3	1,421	6	1,864	51	1,921	10	3,278	54	3,342
	24年度	3	1,242	9	1,254	10	1,615	52	1,677	13	2,857	61	2,931
	25年度	1	1,410	9	1,420	8	1,866	70	1,944	9	3,276	79	3,364
	26年度	5	1,522	4	1,531	8	2,005	71	2,084	13	3,527	75	3,615
様々な活動の場において本人が意欲を持って活動できる場を用意した	22年度	7	2,327	10	2,344	18	2,811	80	2,909	25	5,138	90	5,253
	23年度	11	2,270	12	2,293	10	2,806	79	2,895	21	5,076	91	5,188
	24年度	8	2,128	16	2,152	13	2,541	75	2,629	21	4,669	91	4,781
	25年度	6	2,354	15	2,375	17	2,834	85	2,936	23	5,188	100	5,311
	26年度	9	2,536	13	2,558	15	3,073	98	3,186	24	5,609	111	5,744
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	22年度	6	2,251	13	2,270	19	4,604	184	4,807	25	6,855	197	7,077
	23年度	10	2,310	13	2,333	21	4,517	169	4,707	31	6,827	182	7,040
	24年度	10	2,048	31	2,089	23	4,128	180	4,331	33	6,176	211	6,420
	25年度	7	2,316	18	2,341	21	4,286	204	4,511	28	6,602	222	6,852
	26年度	7	2,470	14	2,491	24	4,392	190	4,606	31	6,862	204	7,097
登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした	22年度	8	3,587	17	3,612	30	5,492	215	5,737	38	9,079	232	9,349
	23年度	10	3,459	15	3,484	20	5,539	188	5,747	30	8,998	203	9,231
	24年度	11	3,227	30	3,268	22	5,203	196	5,421	33	8,430	226	8,689
	25年度	10	3,421	32	3,463	24	5,316	235	5,575	34	8,737	267	9,038
	26年度	11	3,791	17	3,819	15	5,636	214	5,865	26	9,427	231	9,684
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った	22年度	7	3,159	13	3,179	25	5,823	169	6,017	32	8,982	182	9,196
	23年度	6	3,060	14	3,080	21	5,770	161	5,952	27	8,830	175	9,032
	24年度	5	2,924	28	2,957	24	5,455	151	5,630	29	8,379	179	8,587
	25年度	7	2,939	15	2,961	21	5,576	178	5,775	28	8,515	193	8,736
	26年度	5	3,256	7	3,268	20	5,571	160	5,751	25	8,227	167	9,019
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	22年度	7	2,889	18	2,914	25	4,477	184	4,686	32	7,366	202	7,600
	23年度	9	2,719	15	2,743	24	4,387	199	4,610	33	7,106	214	7,353
	24年度	9	2,513	27	2,549	21	3,856	180	4,057	30	6,369	207	6,606
	25年度	9	2,756	22	2,787	18	4,139	212	4,369	27	6,895	234	7,156
	26年度	11	2,927	22	2,960	18	4,326	199	4,543	29	7,253	221	7,503
教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	22年度	4	1,717	4	1,725	8	2,879	42	2,929	12	4,596	46	4,654
	23年度	3	1,706	6	1,715	8	2,840	39	2,887	11	4,546	45	4,602
	24年度	3	1,511	8	1,522	6	2,664	43	2,713	9	4,175	51	4,235
	25年度	7	1,594	10	1,611	11	2,735	54	2,800	18	4,329	64	4,411
	26年度	6	1,807	4	1,817	10	2,894	48	2,952	16	4,701	52	4,769
病院等の医療機関と連携して指導にあたった	22年度	3	769	7	779	8	1,689	108	1,805	11	2,458	115	2,584
	23年度	1	736	6	743	11	1,622	77	1,710	12	2,358	83	2,453
	24年度	5	673	13	691	5	1,358	79	1,442	10	2,031	92	2,133
	25年度	3	796	3	802	10	1,570	96	1,676	13	2,366	99	2,478
	26年度	2	862	7	871	8	1,714	85	1,807	10	2,576	92	2,678
その他	22年度	0	221	3	224	1	461	34	496	1	682	37	720
	23年度	0	212	0	212	4	409	32	445	4	621	32	657
	24年度	0	214	1	215	0	365	25	390	0	579	26	605
	25年度	0	239	1	240	3	409	23	435	3	648	24	675
	26年度	0	243	0	243	3	411	19	433	3	654	19	676

## (9) 平成18年度における「指導の結果登校するようになった児童生徒」に特に効果があった学校の措置

(校)

区分	小学校				中学校				計				
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	合計	
学校内での指導の改善工夫	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	5	3,167	10	3,182	14	3,963	70	4,047	19	7,130	80	7,229
	全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった	4	2,497	13	2,514	11	3,348	82	3,441	15	5,845	95	5,955
	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	4	1,116	5	1,125	5	2,162	39	2,206	9	3,278	44	3,331
	養護教諭が専門的に指導にあたった	7	1,703	11	1,721	21	2,942	83	3,046	28	4,645	94	4,767
	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった	7	2,017	15	2,039	22	5,153	158	5,333	29	7,170	173	7,372
	友人関係を改善するための指導を行った	7	2,521	13	2,541	20	3,565	118	3,703	27	6,086	131	6,244
	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	6	2,688	15	2,709	15	3,469	101	3,585	21	6,157	116	6,294
	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	4	1,459	5	1,468	3	1,781	42	1,826	7	3,240	47	3,294
	様々な活動の場面において本人が意欲を持って活動できる場を用意した	3	2,622	11	2,636	12	2,713	68	2,793	15	5,335	79	5,429
	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	8	2,461	16	2,485	24	4,742	166	4,932	32	7,203	182	7,417
家庭への働きかけ	登校を促すため、電話をかけたりに迎えに行くなどした	9	4,009	17	4,035	23	5,366	172	5,561	32	9,375	189	9,596
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った	10	3,799	16	3,825	28	5,984	149	6,161	38	9,783	165	9,986
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	10	3,319	17	3,346	18	4,271	169	4,458	28	7,590	186	7,804
他の機関との連携	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	7	1,876	5	1,888	13	3,064	50	3,127	20	4,940	55	5,015
	病院等の医療機関と連携して指導にあたった	1	837	3	841	15	1,650	73	1,738	16	2,487	76	2,579
その他	0	361	2	363	0	592	30	622	0	953	32	985	

(注1) 調査対象: 国公立小・中学校

(注2) 複数回答可とする

(10) 「平成18年度不登校実態調査」進学・就学・就業状況について※( )内は前回調査

① 中学校3年生時の高校進学率

	今回調査	全国平均
高校進学率	85.1%(65.3%)	98.0%
高校中退率	14.0%(37.9%)	1.9%

※高校進学率の全国平均は、平成19年度学校基本調査、中退率の全国平均は、平成19～21年度問題行動調査による。

② 20歳現在の就学・就業の状況

	今回調査	全国平均
就学している	47.4%(23.5%)	59.0%
就業している	54.1%(63.0%)	44.7%

(参考) 就学・就業の詳細

	就学している		就学していない	
	今回調査	全国	今回調査	全国
就業している	19.6%(9.3%)	16.4%	34.5%(53.7%)	28.3%
就業していない	27.8%(14.2%)	42.6%	18.1%(22.8%)	8.6%

※全国平均は、2010年国勢調査による。

③ 20歳現在就学の状況

	今回調査	全国平均
高等学校	9.0%(6.5%)	1.3%
専門学校・各種学校等	14.9%(8.0%)	37.7%(*16.5%)
大学、短大、高専	22.8%(*8.5%)	
		58.8%

※全国平均は、2010年国勢調査による。\*前回調査は、高専を含まず。

④ 20歳現在の就業の状況

	今回調査
正社員	9.3%(22.5%)
パート・アルバイト	32.2%(30.7%)

(11) 平成18年度不登校実態調査における「不登校のきっかけ」と「不登校の継続理由」との相関

「不登校のきっかけ」(問4)		「不登校の継続理由」(問5)
1. 友人との関係(いやがらせやいじめ、けんかなど)	→	1. いやがらせやいじめをする生徒の存在や、友人との人間関係のため
4. クラブや部活動の友人・先輩との関係(先輩からのいじめ、他の部員とうまくいかなかったなど)		
2. 先生との関係(先生がおこる、注意がうるさい、体罰など)	→	2. 先生との関係(先生がおこる、注意がうるさい、体罰など)のため
3. 勉強が分からない(授業がおもしろくない、成績がよくない、テストがきらいなど)	→	4. 無気力でなんとなく学校へ行かなかったため
5. 学校のきまりなどの問題(学校の校則がきびしいなど)	→	11. 勉強についていけなかったため
		3. 遊ぶためや非行グループにはいっていたため
		5. 学校へ行かないことをあまり悪く思わなかったため
10. 病気	→	8. なぜ学校に行かなくてはならないのかが理解できず、自分の好きな方向を選んだため
11. 生活リズムの乱れ(朝起きられないなど)	→	7. 学校へ行こうという気持ちはあるが、身体の調子が悪いと感じたり、ぼんやりとした不安があったりしたため
		3. 遊ぶためや非行グループにはいっていたため
		4. 無気力でなんとなく学校へ行かなかったため
		5. 学校へ行かないことをあまり悪く思わなかったため
12. インターネットやメール、ゲームなどの影響(一度始めると止められない、学校より楽しいなど)	→	8. なぜ学校に行かなくてはならないのかが理解できず、自分の好きな方向を選んだため
		10. 朝起きられないなど生活リズムが乱れていたため
		4. 無気力でなんとなく学校へ行かなかったため
13. その他	→	14. その他
14. とくに思いあたることはない	→	15. わからない

## (12) 平成18年度不登校実態調査における不登校の類型化について

【(問5) 不登校の継続理由】への回答から「不登校の類型化」を行った。データ処理の詳細については「6クラスを示す変数と問5とのクロス集計結果の標準化残差」を作成し、以降の分析では5類型とする。

■6クラスを示す変数と問5とのクロス集計結果の標準化残差

問5	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	クラス6
1. 友人	<u>3.9</u>	-8.3	-2.8	-12.0	<u>19.9</u>	-5.9
2. 先生	<u>3.2</u>	-1.8	-5.1	1.0	<u>5.3</u>	-3.1
3. 非行	<u>2.2</u>	-3.1	-9.0	<u>17.0</u>	-4.7	-2.2
4. 無気力	<u>11.8</u>	-7.3	<u>7.3</u>	<u>3.7</u>	-16.2	-6.3
5. 悪意なし	<u>17.7</u>	-4.8	-18.4	<u>20.9</u>	-8.2	-4.1
6. 受動的	<u>8.9</u>	-3.8	<u>3.9</u>	-3.4	-5.8	-2.7
7. 不安	<u>5.4</u>	-5.2	<u>14.7</u>	-16.1	-1.3	-6.2
8. 無理解	<u>14.1</u>	-4.9	-13.7	<u>17.2</u>	-7.6	-3.5
9. 注意不足	<u>17.0</u>	-0.9	-8.9	1.5	-3.6	-1.9
10. 生活	<u>9.7</u>	-6.0	<u>5.5</u>	<u>3.2</u>	-13.0	-5.1
11. 勉強	<u>11.0</u>	-6.1	<u>4.3</u>	-2.5	-7.0	-4.3
12. 支援不足	<u>8.6</u>	0.9	-7.2	<u>2.2</u>	-0.4	-1.6
13. 助言	<u>10.8</u>	-0.3	-4.1	-5.1	<u>2.1</u>	-2.1
14. その他	-4.1	<u>24.2</u>	-6.5	-1.1	-0.5	-2.9
15. 不明	-2.7	-1.8	-5.9	-3.4	-3.3	<u>39.7</u>

この集計表から、以下のことが分かる。

- (1) 「クラス3」に所属すると判断された回答者(654人)においては、「4. 無気力(7.3)」、「6. 受動的」(3.9)、「7. 不安」(14.7)、「10. 生活」(5.5)、「11. 勉強」(4.3)という継続理由の選択率が有意に高くなっている。
- (2) 「クラス4」に所属すると判断された回答者(292人)においては、「3. 非行」(17.0)、「4. 無気力」(3.7)、「5. 悪意なし」(20.9)、「8. 無理解」(17.2)、「10. 生活」(3.2)、「12. 支援不足」(2.2)という継続理由の選択率が有意に高くなっている。
- (3) 「クラス5」に所属すると判断された回答者(284人)においては、「1. 友人」の選択率が極めて大きく(標準化残差は19.9)、「2. 先生」(5.3)、「13. 助言」(2.1)という継続理由の選択率も有意に高くなっている。
- (4) 「クラス1」に所属すると判断された回答者(206人)においては、「14. その他」と「15. 不明」の二つの選択肢を除いた、残り13項目全てにおいて、その選択率が有意に高くなっている。
- (5) 「クラス2」に所属すると判断された回答者(92人)においては、選択肢「14. その他」の選択率が極めて高くなっており、それ以外の選択肢は有意差が見られない。
- (6) 「クラス6」は、選択肢「15. 不明」の選択率が極めて高くなっており、それ以外の選択肢は有意差が見られない。

以上の各クラスの特徴から、クラス3を「無気力」型、クラス4を「遊び・非行」型、クラス5を「人間関係」型、と名付ける。この3クラスで有効回答者（1576人）の78%がカバーされる（全回答者1604人の76.7%）。

全ての選択肢において選択率が有意に高くなっている「クラス1」の回答者は、その明確な特徴を抽出することが難しいグループである。次の表は、回答者の帰属クラスと（問5）における選択数（何個の「理由」を選択したのか）とのクロス集計表である。

選択数	クラス1	クラス2	クラス3	クラス4	クラス5	クラス6	合計
1	0	51	125	24	78	48	326
2	0	28	161	60	121	0	370
3	1	10	183	73	48	0	315
4	27	2	112	61	29	0	231
5	52	1	58	46	6	0	163
6	57	0	10	19	2	0	88
7	31	0	5	6	0	0	42
8	26	0	0	2	0	0	28
9	10	0	0	1	0	0	11
10	2	0	0	0	0	0	2
合計	206	92	654	292	284	48	1576

以上の表から、クラス1に所属すると判断された回答者の（問5）における「理由」の平均選択数は、6.1と、他の5クラスの回答者と比べるとはるかに多くなっている。（平均選択数は、クラス2が1.6、クラス3が2.8、クラス4が3.5、クラス5が2.2）つまり、クラス1に属すると判断された回答者は、不登校の継続の理由として様々な理由を挙げており、一貫した「理由」を確定できない。したがって、このクラスを「複合」型と名付ける。

さらに、「14. その他」の選択率が有意に高くなっているクラス2と、「15. 不明」の選択率が有意に高くなっているクラス6を合わせて「その他」型と名付ける。

この不登校の6クラスを下のとおり五つにリコードし、以降「不登校の5類型」と呼ぶ。

- クラス番号3 → 類型1：「無気力」型（654人）
- クラス番号4 → 類型2：「遊び・非行」型（292人）
- クラス番号5 → 類型3：「人間関係」型（284人）
- クラス番号1 → 類型4：「複合」型（206人）
- クラス番号2・6 → 類型5：「その他」型（140人）

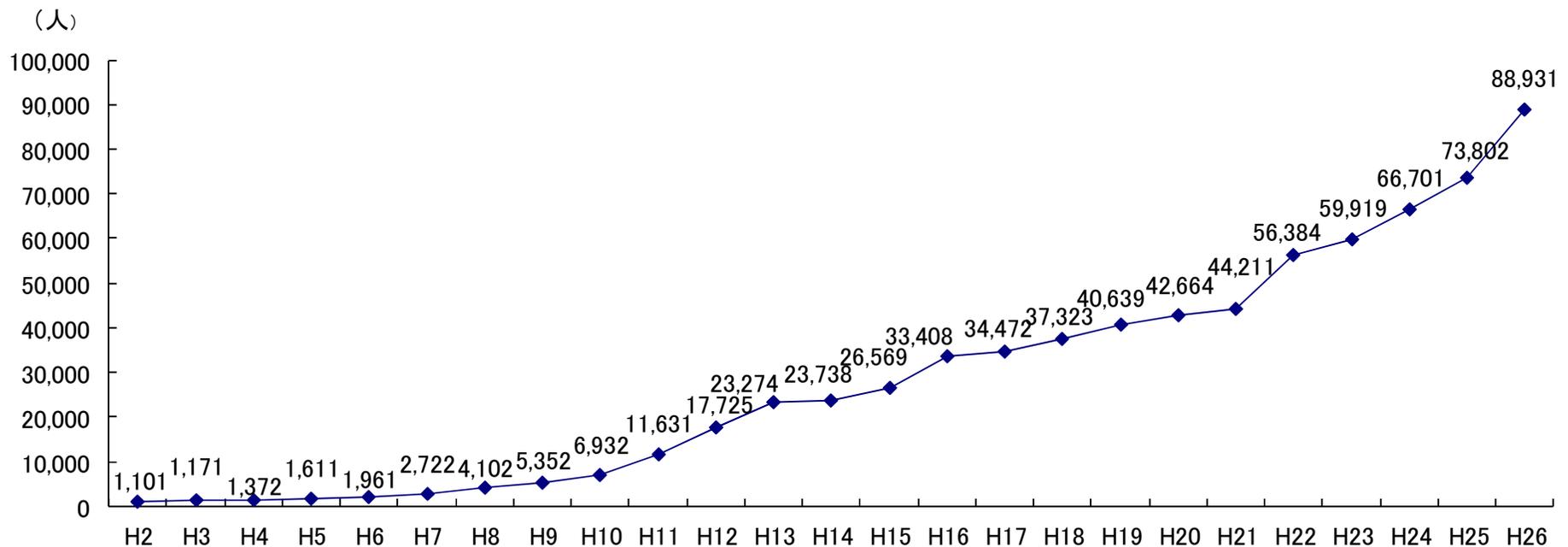
この各類型に属する回答者の数（単純集計）は次のようになる。

■ 不登校の5類型の単純集計数と率

	類型1 無気力	類型2 遊び・非行	類型3 人間関係	類型4 複合	類型5 その他	NA
回答者数	654	292	284	206	140	28
回答者率	40.8%	18.2%	17.7%	12.8%	8.7%	1.8%

# (13) 児童虐待について

全国の子童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度は7.6倍に増加している。



※ 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

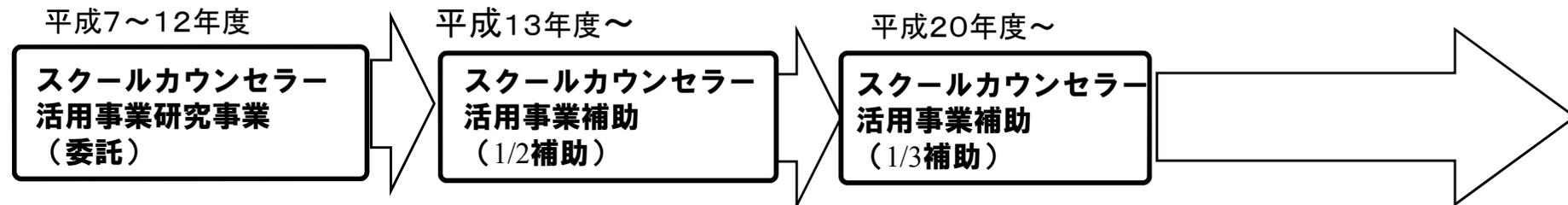
厚生労働省調査より

## (14) 教育支援センターの設置数及び利用状況

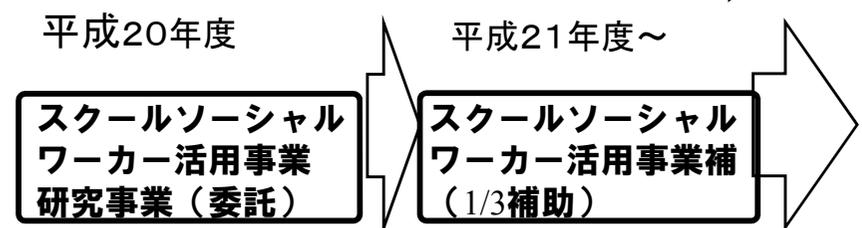
	都道府県が設置	市町村が設置	合計	利用者数	不登校児童生徒数	利用者割合
平成3年度	15	118	133	3,562	66,817	5.3%
平成4年度	21	204	225	5,444	72,131	7.5%
平成5年度	34	338	372	5,996	74,808	8.0%
平成6年度	30	442	472	5,603	77,449	7.2%
平成7年度	32	510	542	6,574	81,591	8.1%
平成8年度	29	669	698	8,144	94,351	8.6%
平成9年度	32	682	714	9,529	105,466	9.0%
平成10年度	34	770	804	12,168	127,692	9.5%
平成11年度	28	855	883	13,089	130,227	10.1%
平成12年度	28	900	928	13,880	134,286	10.3%
平成13年度	33	958	991	14,296	138,722	10.3%
平成14年度	29	1,002	1,031	14,365	131,252	10.9%
平成15年度	35	1,061	1,096	15,022	126,226	11.9%
平成16年度	33	1,119	1,152	15,342	123,358	12.4%
平成17年度	31	1,130	1,161	15,799	122,287	12.9%
平成18年度	31	1,133	1,164	16,483	126,894	13.0%
平成19年度	21	1,188	1,209	16,767	129,255	13.0%
平成20年度	21	1,220	1,241	16,477	126,805	13.0%
平成21年度	20	1,208	1,228	15,514	122,432	12.7%
平成22年度	18	1,247	1,265	13,782	119,891	11.5%
平成23年度	20	1,219	1,239	13,366	117,458	11.4%
平成24年度	27	1,279	1,306	13,170	112,689	11.7%
平成25年度	36	1,250	1,286	14,310	119,617	12.0%
平成26年度	28	1,296	1,324	14,919	122,897	12.1%

# (15) 不登校児童生徒の支援に関する国の事業等

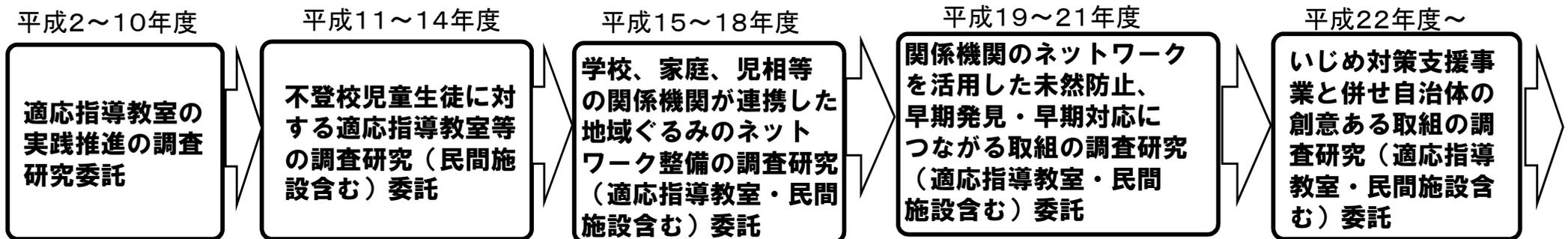
## 【スクールカウンセラー活用事業】



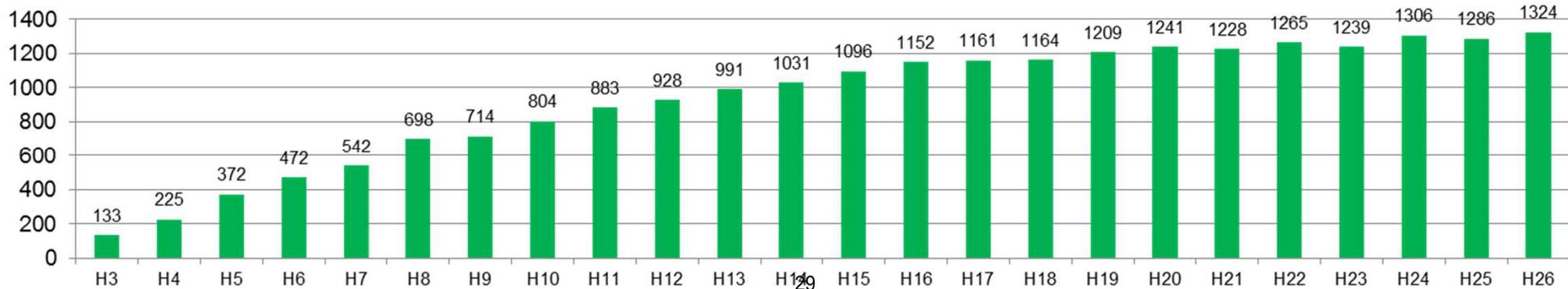
## 【スクールソーシャルワーカー活用事業】



## 【不登校対策の委託モデル事業】

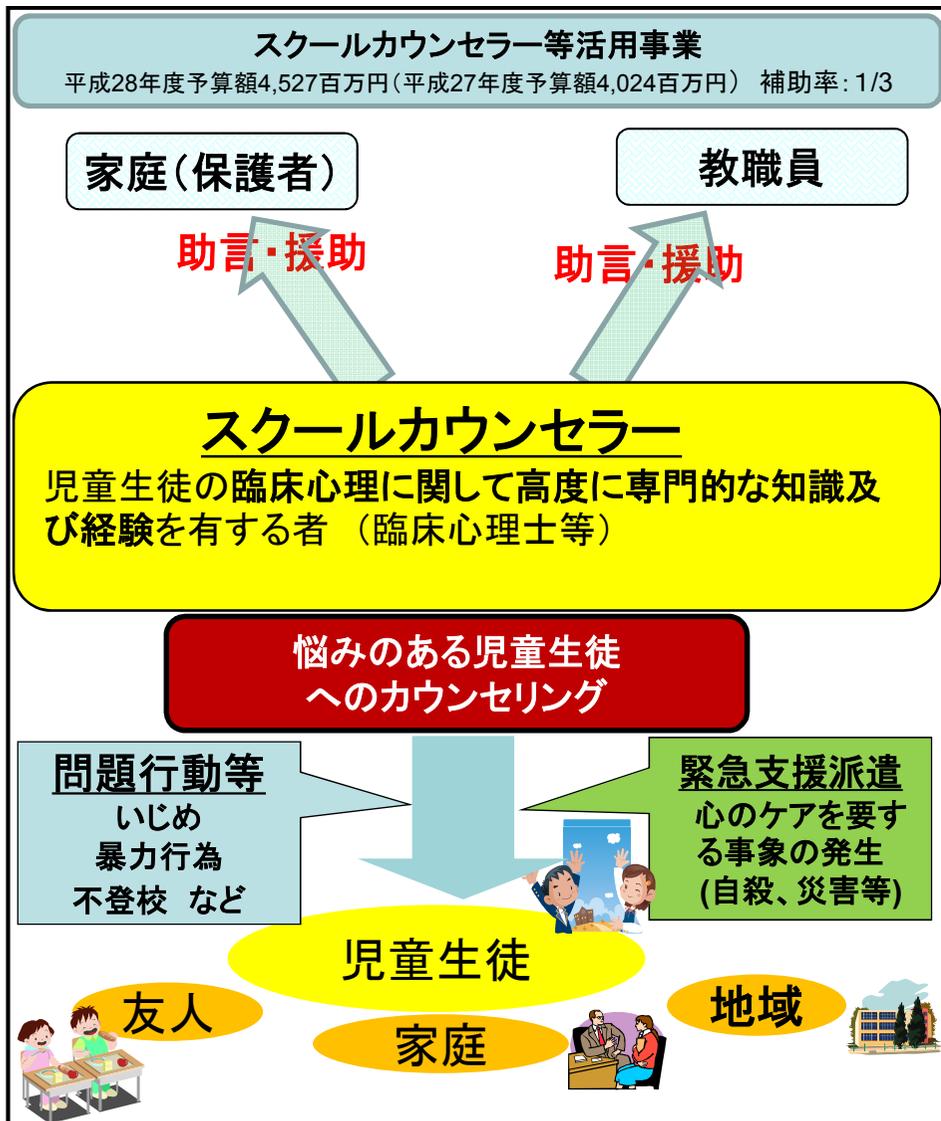


## 【年度別教育支援センター(適応指導教室)数】



# (16)学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、  
**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**など、**教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフ**を学校に配置し、**教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。**



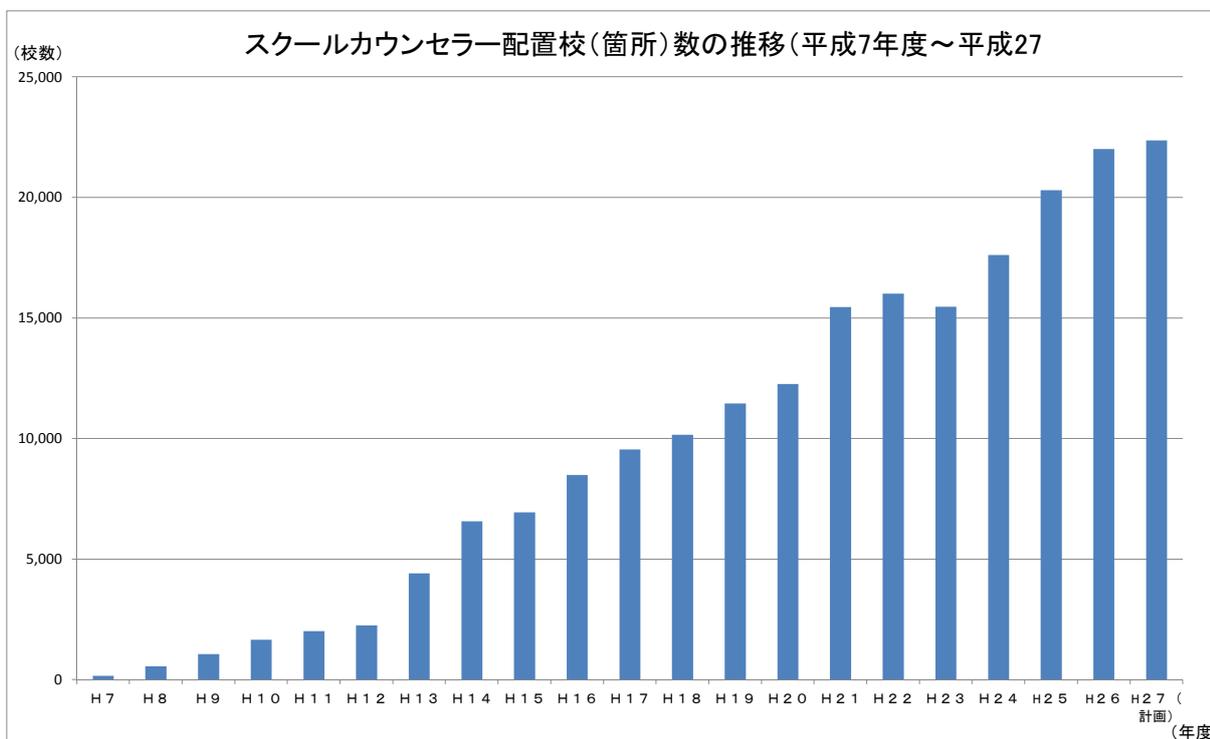
## (17) スクールカウンセラー等配置箇所数、予算額の推移

(単位:校)

区分	年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27 (計画)
派遣校(箇所)数		154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	22,013	22,373
予算額		307	1,100	2,174	3,274	3,378	3,552	4,006	4,495	3,994	4,200	4,217	4,217	5,051	3,365	14,261 の内数	13,093 の内数	9,450 の内数	8,516 の内数	3,892	4,024	4,527

(単位:百万円)

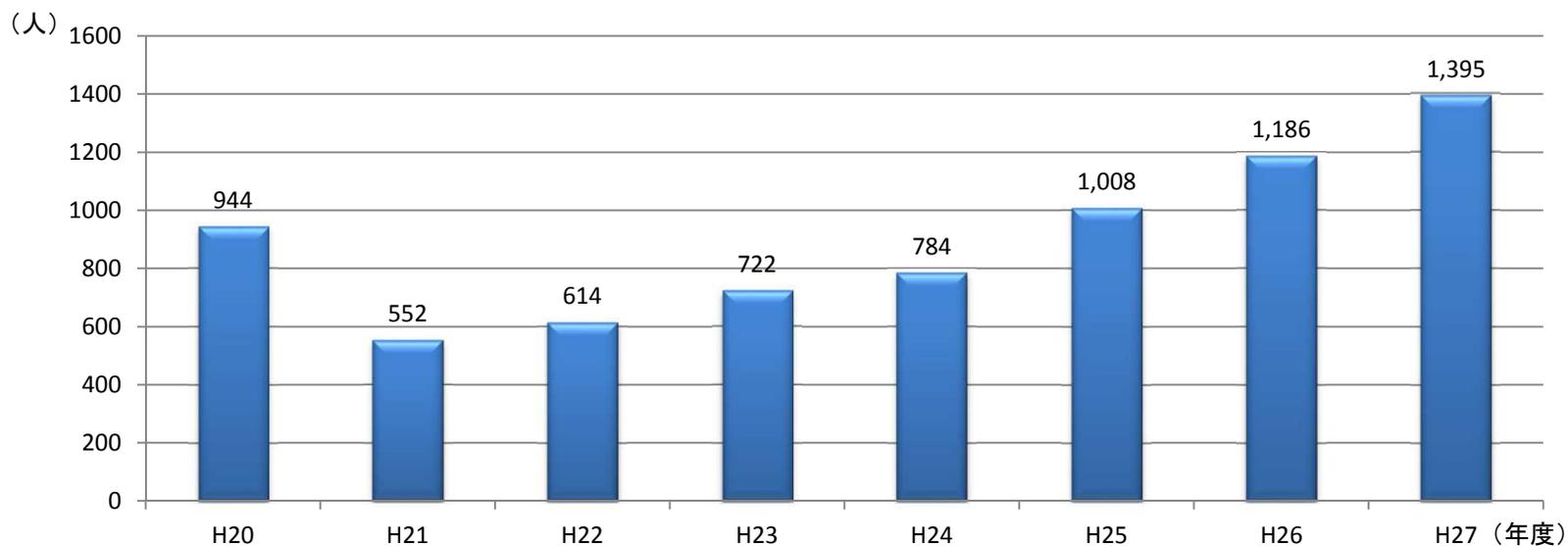
- 派遣箇所とはスクールカウンセラーが配置されている学校と派遣されている学校、教育委員会への配置を含む。
- 平成26年度(計画値)は予算上の配置校数である。(緊急支援派遣校数は含まない。)
- スクールカウンセラー活用調査研究委託事業(平成7年度～12年度)一国の全額委託事業(10/10)
- スクールカウンセラー活用事業(平成13年度～19年度)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/2)
- スクールカウンセラー活用事業(平成20年度～)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の一メニューとして実施。



## (18) スクールソーシャルワーカーの配置状況について

区分\年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額	1,538百万円	14,261百万円の内数	13,092百万円の内数	9,450百万円の内数	8,516百万円の内数	355百万円	394百万円	647百万円
配置人数	944人	552人	614人	722人	784人	1,008人	1,186人	1,395人

- 平成27年度は予算上の配置人数。
- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)—国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21年度~22年度)—都道府県・指定都市に対する補助事業(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度~)—都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業(補助率 1/3)
- 平成21年度~平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。



27初初企第15号  
平成27年7月30日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

串田 俊 巳

(印影印刷)

義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した  
場合の対応に関する考え方について（通知）

従来文部科学省では、義務教育諸学校に就学すべき年齢を超えた者の中学校への受入れについては、ホームページ等において「中学校を卒業していない場合は就学を許可して差し支えない」との考え方を示してきましたが、一度中学校を卒業した者が再入学を希望した場合の考え方については明確に示していなかったところです。

このような状況の中、様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（以下「入学希望既卒者」という。）が、中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）に入学を希望しても、一度中学校を卒業したことを理由に基本的に入学を許されていないという実態が生じています。

本来、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らせば、義務教育を受ける機会を全ての者に実質的に保障することが極めて重要です。しかし、平成26年に文部科学省が実施した「中学校夜間学級等に関する実態調査」においては、全ての夜間中学において、入学希望既卒者の入学が認められていないという事実や、いわゆる自主夜間中学や識字講座といった場において不登校等により義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者が多く学んでいるといった事実が明らかとなったところです。

また、平成26年に厚生労働省が実施した「『居住実態が把握できない児童』に関する調査」や平成27年に文部科学省が実施した「無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査」の結果等によれば、親による虐待や無戸籍等の複雑な家庭の事情等により、学齢であるにもかかわらず居所不明となったり、未就学期間が生じたりしている者が存在することが明らかになっています。

さらに、文部科学省が実施した「平成25年度『児童生徒の問題行動等生徒指導

上の諸問題に関する調査』の結果によれば、不登校児童生徒に対し、学校復帰に向けた学校外での個人の努力を評価し学校における指導要録上出席扱いとすること等、児童生徒の立場に立った柔軟な取扱いも広く行われており、学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も生じてくるものと考えられます。

このような状況を踏まえると、入学希望既卒者については、義務教育を受ける機会を実質的に確保する観点から、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であると考えられます。

については、入学希望既卒者の夜間中学への入学許可に当たっての基本的な考え方を下記の通りとしましたので、市町村教育委員会におかれては、これらの考え方を参考に、各夜間中学の収容能力に応じて、可能な限り受入れに取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、本通知の趣旨・内容について周知するとともに、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。

## 記

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。

- ① 指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかつ

たりしたケース

- ② 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
- ③ 転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
- ④ 修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
- ⑤ 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース

3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱えている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。

4. なお、入学希望既卒者の夜間中学への受入れに当たって想定される基本的な手順（別添）を作成したので参考とされたいこと。

**【本件連絡先】**

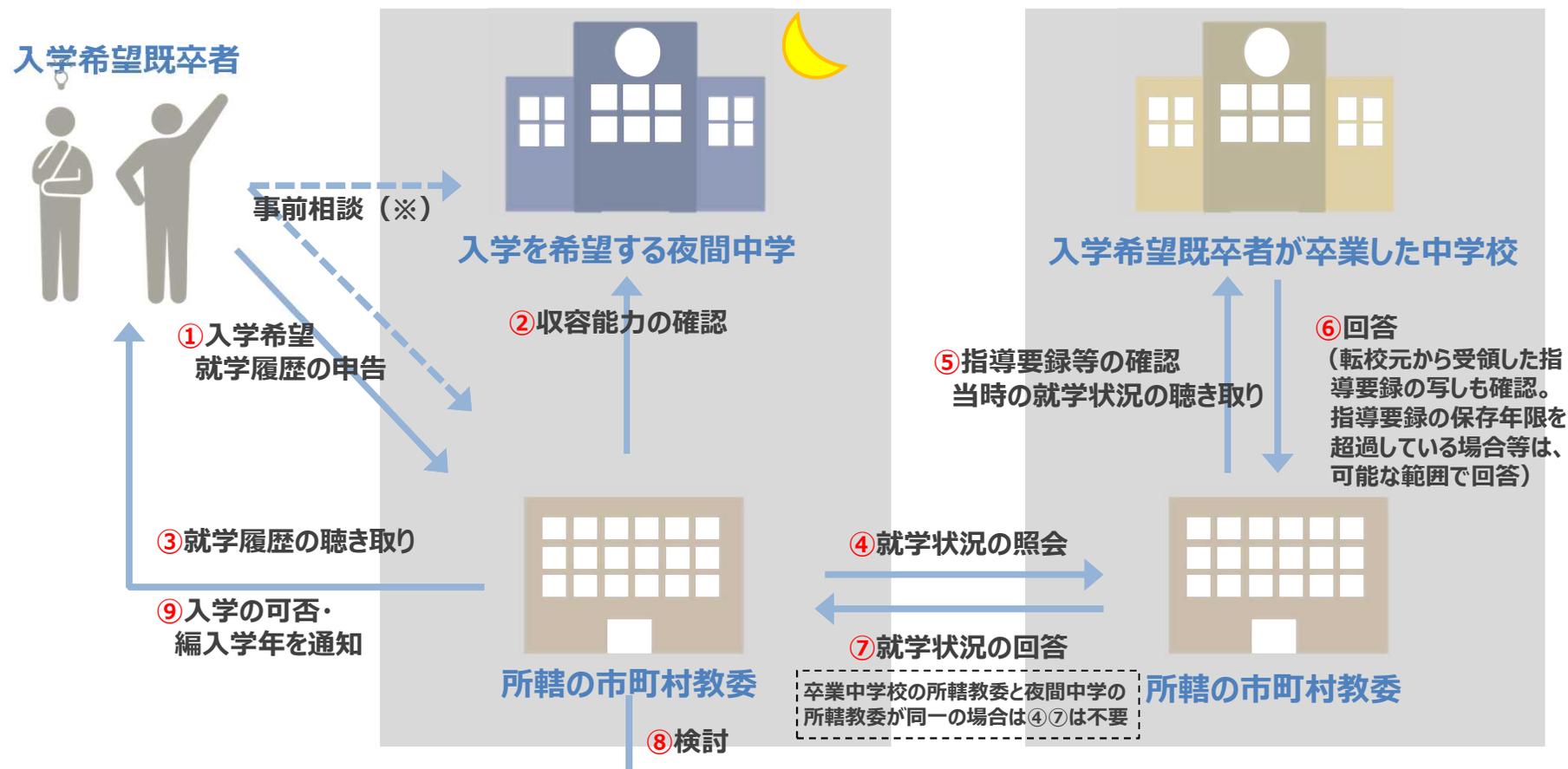
文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

電話：03-5253-4111(内線3745, 2007)

## (20)「入学希望既卒者」の夜間中学への入学許可フロー(参考)

別添



以下の要件に該当する場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましい。

- 不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる

- ・ 指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース なども考えられるため、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましい。

(※) 入学希望既卒者が教育委員会や夜間中学に夜間中学への入学等について相談に来た場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮して丁寧に相談に乗ることが必要。また、入学希望既卒者の事情に応じて、入学の相談を受けた後、夜間中学の見学や試験登校を行うことが望ましい場合も考えられる。